

島根縣經濟部
第六篇
資料
土木資料



104
106/15
3

既刊目錄

- 第一編 第一期線ノ設定並改修ノ經過 (昭和八年刊)
第二編 臨時土木調査會ノ經過 (昭和八年刊)
第三編 昭和七年度時局匡救農村振興土木事業實績 (昭和八年刊)
第四編 島根縣道路交通情勢調査概表 (昭和九年刊)
第五編 島根縣三大道路改修ノ顛末 (昭和九年刊)

島根縣舊藩時代に於ける
土木治水事業に關する實蹟

序

本書は明治四十四年本縣内務部より發刊せし島根縣舊藩實蹟の中より特に
土木治水に關係あるもの五編を抽出印刷に附せるものなり

島根縣舊藩實蹟は今や絶版となり之等事蹟も漸く郷黨の記憶より逸せられ
むとするの秋茲に之を土木資料に收め以て先人の事蹟を永く傳へんごす

昭和九年九月

島根縣土木課

目 次

- 一、松江藩に於ける新川開鑿事蹟.....一
- 二、灌漑事業功勞者林大梶七兵衛事蹟.....八
- 三、佐太川開鑿清原太兵衛事蹟.....三
- 四、切通水路の開鑿者周藤彌兵衛事蹟.....元
- 五、新田開拓道路改修及河口浚渫の功勞者卜藏孫三郎事蹟.....元

第一篇 松江藩に於ける新川開鑿事蹟

第一章 開鑿の理由

斐伊川は出雲第一の大河で其の源を出雲伯耆の境なる鳥上山に發し夥多の細流此に會注し、仁多、飯石、大原、簸川の四郡を貫通し西北に流れて宍道湖に入てをる、然るに新川開鑿の年則ち天保三年より前六十五年間に於て洪水の爲人畜並に穀物を害した事は十回に及び凡そ六年毎に水災があつた割合である。此に於て明和七年には大川役を起し中洲一百餘所碇島一郷及長橋以東新田の水行を碍げるものを除き又元神門楯縫間の土堤長二里のもとのを築くに百萬の人夫を用ひ安永二年に至り其の功を成し次で天明五年三分市村宇劔先より川幅百間の支流を開き本流の流末を黒目、三分市の村界へ向はしめた。之れ今より二十間川の川線に相當してをる、此等は斐伊川線改浚に關する著しきもので其の設計は松平治郷の時代に國老朝日郷保の企てたものである、實に斐伊川線の變改は著しきもので、そは第二號の古圖を見ても知られるのである、かゝる河線の改浚及防水堤の修築等に多大の工力を要する所以は元來斐伊川上流地方の土質は重に花崗岩より成りて風化雨碎等の變を受け易いが上に水の運搬力が甚大であるから此の土砂を流下する事が夥しい、元神門郡の平野の沖積層は主として此の川の水力によりて造られたものといつても差支ない程である。殊に仁多、飯石、大原三郡の如きは砂鐵採取のため年々多量の砂土を流下する事は明治四十二年斐伊川鐵橋架設の爲に地盤を掘下げた時冲積層の厚さ一丈餘の下より祝部土器並に渦紋土器等の出でたのでも知られるのである。以上の如き理由で河床線は年々高くなり川口之が爲に填塞して水行を妨げ少しく霖雨あれば河水忽ち暴漲氾濫して堤防を破壊し瞬間にて一大湖水となり幾多の人畜と幾多の財産を流失する如きは度々の事である。殊にまた文政九年の洪水は大原郡木次町流亡の慘状を呈し尤も人々の恐怖心を刺戟したから此の水災より五年後則ち天保六年には新川開鑿に着手されるに至つたのである。尙天保二年二月九日松江藩廳より郡奉行への令達にも此の理由を説明してある。

一大川筋追々高く相成川添の村々水損多く此上連に川底上り候ては如何牴の水害可有之哉難斗甚御氣遣に被思召候仍無御據此度出雲郡出西村より下庄原村へ新川一筋御普請被仰付候以後は水難も有之間敷候間百姓共可令安堵事

とありて一朝出水の時水勢の減退せしめるのが新川開鑿の重な目的であつた事が知られるのである。

第二章 工 事

前章に述べた目的で新川開鑿といふ大土功を決行した者は當時の松江藩主松平齊貴で天保二年に起工し其の翌年に竣工したのである。然れども容易ならぬ大土功であるから此の篤役に服する國民の徒黨強訴、逃散等を未發に懲諭し、また河線に公収された爲居家、田圃を失つた貧者へは救助金貳万貫文の外替地として古河内新枝川下で水代等を以て証文を賦與し以て民心の動亂を豫防した趣は天保二年二月九日付を以て藩廳より郡奉行への申渡で知られるのである。此の申渡は三ヶ條より成りて其の第一ヶ條は開鑿の理由を説明したもので前章に引用したものである。

第二ヶ條と第三ヶ條とは下の如くである。

一居家並持分之田畠川敷に成候百姓共は不便の事に候得共此所最上の川筋付て御取極に相成候條無據譯と相心得候様懇に可申諭候万一其上にも令心得違徒黨強訴等相企候者有之於ては速に召捕可被嚴科事

但川敷に成候者共居家引科等並持分之田畠多分川敷に相成格別難澁之者共鳥目貳万貫文遣候間郡村役人共見計ひ相應に配分遣候様可申渡事

一前睿此度之儀は誠に御入國以來之大御普請に付上にも大層之御入用中々以御手當行届兼候得共御國民の危きに臨み候を看可被御捨置様は無之付て御支配向之義は無御顧御議定被仰出候然所下へも右様莫大之人夫申付候間可致難澁候得共元來大川違御普請は御當國之大業にて御國役同然之事に候條郡中之者も一統力を盡くし御國恩を報じ就中郡村役人共此旨能々令會得精々骨折候て人夫無差支可繰出候若等閑に相心得懸引不行届者

有之於ては急度答可申付事
郡奉行は以上の令達に基いて新川筋なる出雲郡中の郡役人、村役人、寺社家支配人新川筋七ヶ村人別請書を徵して後日の紛糾ながらむ事を期したのであるが此の請書の條文は何れも大同小異である。今左に新川筋なる出西村求院村、神守村、上直江村、下直江村、上庄原村、下庄原村の七ヶ村千二百十五人の記名調印した浩瀚な請書の文面を掲げて其の例としよう。即ち

差 上 申 一 札 の 事

大川筋追々高く相成此後水害之程御氣遣被思召此度出雲郡出西村より下庄原村へ新川一筋御普請被仰出以後は水難も有之間敷百姓共可令安堵旨居家並持分之田畠川敷に相成百姓共無御據譯と相心得候様可申諭由其上心得違のもの於有之者御召捕可被嚴科旨尤川敷に相成候者へは御惠錢可被下置由日用夫等莫大之御入用御座候得者十郡引受に相成相應之賃米賃銀を以御渡可被成遣旨元來御入國以來之大御普請に付上にも大層の御物入に被爲在候得共夫等之所も無御顧御議定被仰出候程之儀下々も莫大之人夫繰出難澁可仕之所大川違御普請は御當國の御大業にて御國役同然之儀に御座候得は鄉中一統力を盡くし御國恩を奉報候様御書附猶又御箇條書等を以委細被仰渡之趣奉得其意川敷相成候村々人別え者不少御惠錢被下置猶又田畠所持のものともへ追々爲替地古川内新枝川下にて水代等を以御証文可被下置旨被仰渡誠以御仁恵之程奉感謝重々難有仕合奉存候然上は川筋人別徒黨強訴逃散等は勿論身勝手之儀聊不申出様俱示合可仕候万一御法違背仕候者御座候は、如何牴にも嚴科被仰付候其節一言之御斷申上間敷候何郡村役人川筋人別連印以請書一札差上申候爲其仍如件

天保二年卯二月

記 名 調 印

かく行政上の手續完了したから此より土功の實地に着手したのである。使用人夫は出雲十郡に引受けしめ其の賃金は米銀で相當の額を支給し其の人賦割方法は各郡の石高に應じて比例せしめた。則ち要する所の人夫は天保二年に三十一万二千人、翌年には二十五万三千五百人で此を天保元年の有高二十一万千六百四十八石四斗二升七合一匁に割り當てると千石につき出すべき人夫は千四百七十四人一四二の率となる。よりて起工初年の人夫三十一万二千人を左の如く各郡に割賦し服役せしめたのである。

三万八百六十一人
一万三千百四十人
二万七千五百三十六人
二万九千二十六人
四万二千六百四十八人
二万五千四百八十七人
三万四千八十八人
六万八千二百八十三人
一万六千七百九十九人

島郡
秋櫛郡
根鹿郡
縦雲郡
根原郡
能仁郡
飯神郡
石門郡
多原郡
宇義郡
大門郡
郡

翌天保三年の人夫高は二十五万三千五百人であつて其の各郡の割賦率は前例に準じたものであれば此の土功の爲に要した人夫は總計五十六万五千五百人であつて其の大工事なる事も知られる。かく徭役に服すれば民力疲弊は免れない事であるから郡役人の願に應じて出雲十郡銀五百貫目を無利息で天保三年より向ふ十ヶ年賦返上の契約で貸渡し之を配分するに八歩は石高割、一步は宗門割、一步は戸別割としたのである。さて返還法は石高割渡の分は田畠賣買等の變動あつた節は買主へ付送り宗門並に戸別割の分に對しては絶家などの場合には其の村の負擔として債務を果す事となつたので此年賦貸渡金に關し十郡役人連署の願書は、

奉伺御事

此度出雲郡新川御普請被爲仰出當春より御取懸被爲遊候處御普請之義は御入國以來の大御普請中々以御手當御行届兼候得共御國民之危きに臨み候を看難被爲御捨置御支配向之義も無御顧御議定被爲仰出候儀は偏に御國民之危きを御省被爲下候御儀誠に御國恩の程重々難有仕合に奉存候乍彌夥敷人夫高其上近年引續年柄不宜下々難澁差重候に付格別之御恵を以此度十郡へ銀五百貫目御拜領無利にして來辰より丑まで十年賦返上に被爲仰付御仁恵之程一統難有仕合奉存候依之渡方之義は此度御普請御入用人夫賃間錢郡々人別割方之釣合以八歩通有高割

一步通宗門割一步通竈割にして貸渡と奉存候尤取立方之義は有高に割渡之分田畠賣買之節買主へ付送宗門並竈に割渡候分は謬配し返上に御座候得共済に及び候者御座候節は村方引請御返上可仕と奉存候則有高宗門竈掛りとも夫々返上割當大辻下符箋に記申上候

右十郡寄合議論仕奉伺之候 以上

二月

井上善右衛門様（符箋置す）

此外天保二年興頭下郡の連名した新川普請山夫代錢として錢六千貫文の請取案文などあるを見れば、此の工事の費額も少くないけれども、其の費目の詳細に關しては遺憾ながら未だ史料に接せぬのである。又當時の夫役は雲國民に取りても少からざる勞苦であつた事と殊に數十万人夫役を集めた事であるから其の間には争暴淫猥の惡風も行はれた事とは其の當時の俗謡にても知られるのである。

今度此たび新川が出來て可愛いとのごは泥だらけ

新川普請に餅賣りに行きやる餅は賣らずに尻賣やる

以上の如く當局者の苦辛に成る經營と多額の費用とで大保二年春より起工し其の翌年に至つて竣成したのであるが天保三年二月八日藩主齊貴も此の工事に臨みて嘆賞したとの事である。かくして作られた新川は斐伊川の一大分派であつて出西村より本流斐伊川と分れ下庄原村に至つて宍道湖に入てる。上流九十五間、中流六十三間、下流百三十五間の川幅を有し延長二里半に及ぶ。此の川の成るや沿岸田畠の灌漑に供用して農業上の利便となつた事は勿論、伊波野村南部直江村の北部、久木、出東兩村の南部等まで凡て此の河の分脈によりて灌漑の便を受けて来る。加之斐伊川の堤防往々決潰の患あるより其の水勢を殺がんが爲に新に分岐したものであるから爾後は水災を免れる事が出來たのは何よりの仕合である。然し此の川の竣工するや一時田畠の川敷となり潰損した地面も少くないけれども河口に於て河水の運べる砂土の爲に湖面漸次に填墳して逐年拓かれた耕田も夥しい面積に達してくるから一方の損失は他方に於て之を償ひ得た譯である。

第三章 修繕及防水策

六

前章に述べた如く新川開鑿費は主に國費を以て支拂されたけれども夫役の如きは出雲十郡にて分擔したものであるから此の川は勿論其の本流斐伊川を初め分流の主なるものに至るまで其の堤防工事修繕費は官費で支拂され、其の他の山夫、日用夫役入宿助米、御小人宿償工事場、小遣給諸機械損料、竹、繩、明俵の類に屬する所謂間損割並に出水防禦水止費、小屋掛費、監守人給の如き所謂臨時防水費等は出雲十郡にて分擔したものである。然るに天保十一年より能義郡を除き九郡で負擔する様になつた。之は同郡には伯太川の費用があるので十郡割の負擔を除かれた様である。降りて嘉永四年には九郡負擔を更正して仁多、飯石、大原、神門、楯縫、出雲の六郡割となつた。其の理由は明かでないが全く秋鹿、島根、意宇の三郡は水利に關係ないから除かれたものと推測される。此の課當法は明治十一年迄繼續したのである。然るに臨時防水費に付ては明治七年改正の際六郡割の事も自ら中絶の姿となり次で明治十二年甲第十四號で河港道路等修繕費規則令達せられて其の堤防修繕費は地方稅で補助するを原則とされたのである。則ち

河港道路橋梁修築支給規則

第一種地方稅を支給し官費を以て其の幾分を補助し修築費用に充つるものとす

其のヶ所左の如し

但非常の災害等に脅ひ多數の工夫を要するときは其の慣行により出夫せしむるものとす

河川之部

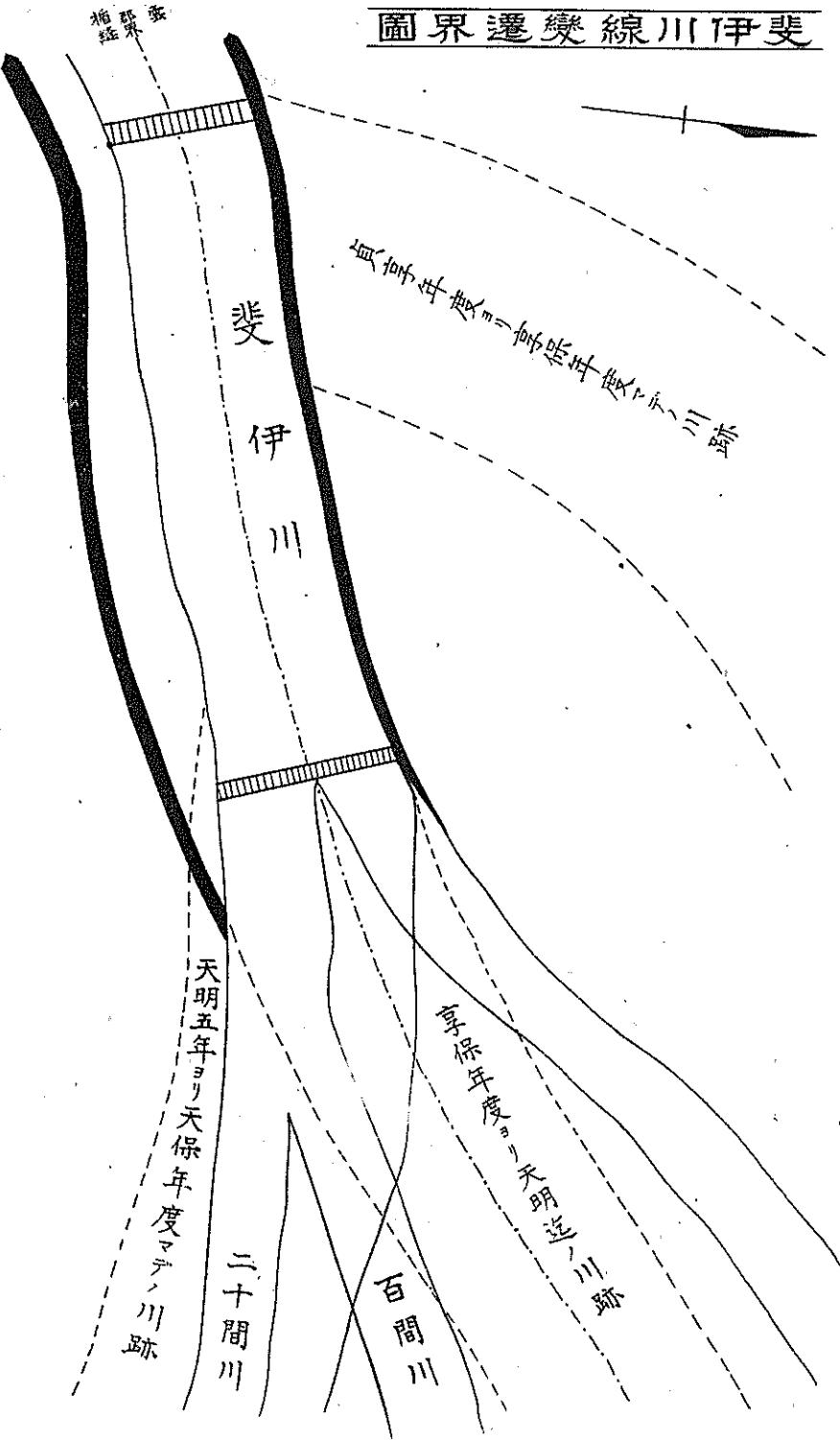
斐伊川

上熊谷村より派流を経て湖水に入るまで

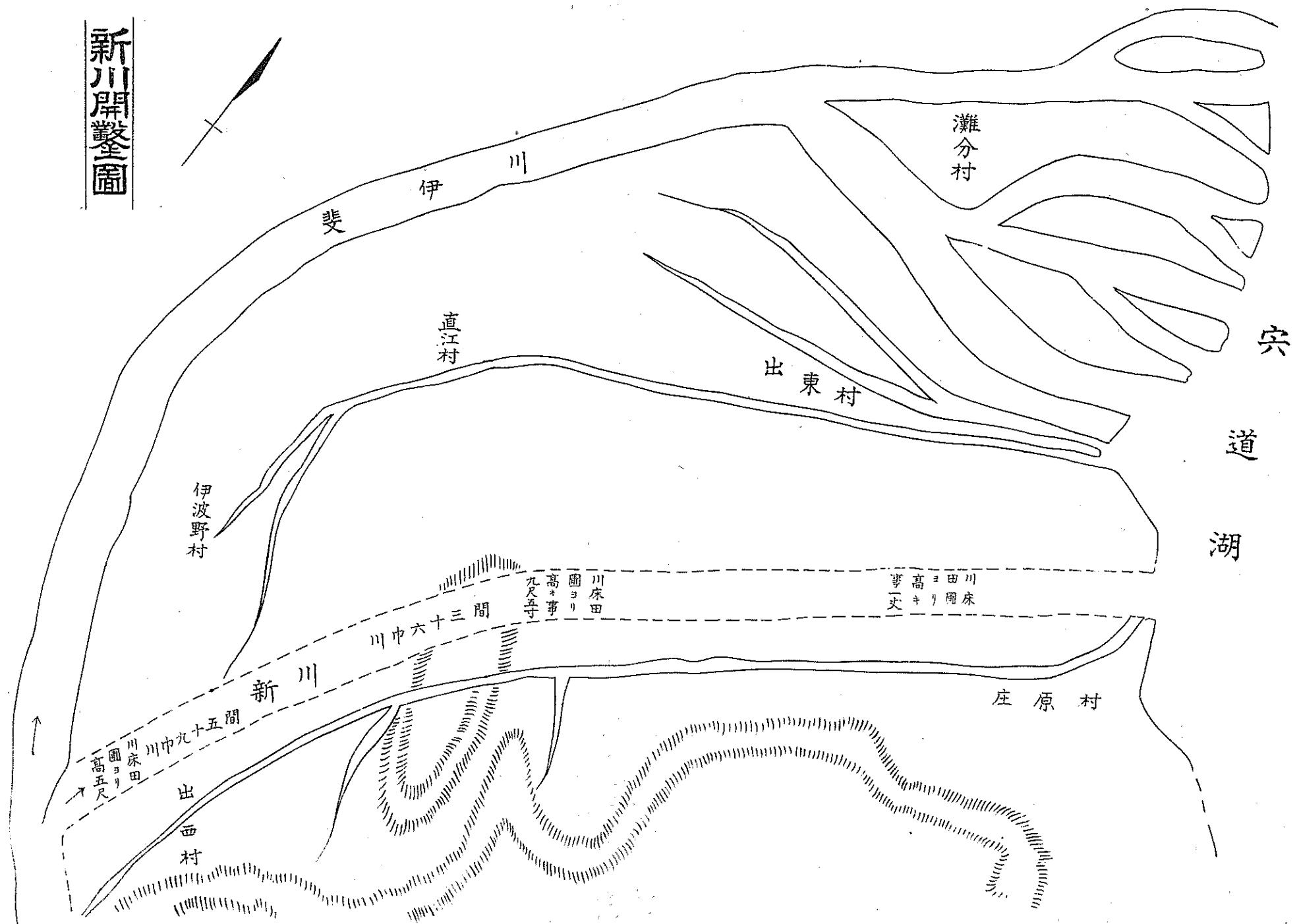
新川

出西村川口より同上まで

右の如く臨時防水費は民費負擔となつたから出雲郡各村總代人は斐伊川及新川に屬する民費には嘉永以來の割當慣例裏用願を提出した。其の願文は縷々數千言を列ね其の理由を詳述すること尤も的確を盡くして見るけれども今此に繁を厭ひて其の全文を畧するのである。以上の如く斐伊川並に新川の如きは河川第一種に屬し其の堤防修



新川開鑿圖



繕費は地方稅補助を原則にされたが其の他の臨時防水費等は主に出雲郡にて負擔する事となつて明治七年六月には左の令達が下つてゐる。

第一條

一出雲郡新川大川分水口ヨリ水防元小屋ヲ設ケ上阿宮上鹿塚坂田出西井上上直江下庄原大原郡神原本木次西日登飯石郡下熊谷伊茅神門郡上島船津楯縫郡西代合十一ヶ村へ出張小屋ヲ設ケ水防爲豫備俵、繩、竹、木年々備置水害ナキ時ハ是ヲ以堤築スペキ事

第二條

一水防用諸色之儀ハ舊高十名ニ付俵十俵、繩十房、柴竹十本、杭木雜木五本、松明一戸ニ付二挺ツ、ノ割合ヲ以取集メ毎年五月土木係検査ヲ可請其費用ハ出雲郡へ出雲郡中一圓其他區内舊石高ヨリ賦課タルヘキ事

第三條

一水防人足之儀ハ鰥寡孤獨廢疾ヲ除クノ外戸數人口ニ割合兼テ人員定置毎年四月縣廳へ可届出事

第四條

一毎年六月ヨリ九月マデ出水時節ハ勿論雪解、強雨等ノ節ハ正副戸長ノ内水防小屋へ詰切無油斷川筋見廻リ滿水ト見ル時ハ人足呼集水防用意可致若暴漲甚シキニ至リテハ近傍適宜ノ場所ニ於テ相圖ヲナス、定ノ人員ハ勿論一同水防小屋ヨリ駆付出張官員並正副戸長指揮次第水防可致事

第五條

一出雲郡出西上鹿塚上阿宮並大原郡神原里方飯石郡下熊谷伊茅神門郡上島楯縫郡西代合九ヶ村へ水量取建三合以上ノ出水ハ其區内正副戸長ヨリ縣廳へ可届出事

第六條

一大川筋近傍堤防、道路、橋梁、樋損修繕用水配水防指揮ヲ兼六月ヨリ九月マデ出水之時節土木係ノ内兩三名十五日間ヲ目的トシ交代出張可致事
次で明治十一年度には凡て慣行法に據り從前の如く民費で支辨せしめられ、爾後多少の變遷を経て現行監理に至つたのである。

第二篇 灌溉及植林 事業功勞者 大梶七兵衛事蹟

出雲の地其の沃饒で平野に富むは簸川郡が第一である。そして此郡の沃饒を致したのは松平藩廳の出雲川及新川の浚渫開鑿と大梶七兵衛の拓殖と水利を起した事が其の重な原因であらう。一度歩を本郡に運んで其の事蹟を眼のあたりに観た者は如何に利民の大事業なるかを感じし其の感を深くせない者はないであらう。蓋し七兵衛事蹟の重なものは荒木三村の拓殖、差海川開鑿、馬木岩槻及び十間川開掘で七兵衛の三大土功の名を以て呼ぶが適當であらうと思はれる。

第一章 大梶家ご事蹟、年譜

大梶家は今簸川郡古志村大字上古志に住した者であるが其の先人は詳かでない。如何なる家系に屬する者が又先代に如何なる人があつたか文献の徵すべきものがない。又其の氏についても林、梶、大梶、鍛治、大鍛治など、書いてあつて或は同一の人でないかの感がある。然れども林は本氏と思はれる事は我國の氏族は其の出身地名に取る者が多いから彼が桑梓に林と稱する地があるのも参考とすべきであらう。故に七兵衛に關する古文書中古禮舊儀を重んずる氏神に關するものは大概林と署名してある。即ち貞享三年五月鳥屋尾長門宛神職誓書及び明和四年氏神恵美須神社棟札の類は其の証例である。次に梶と稱するのは舟を行るに針路を誤らしめないのは梶であつて彼が事業の方針を誤らざる事は猶舟の梶あるが如しとの意であるとの説をなす者もある。或は惟ふに梶は鍛治の轉字で彼の祖の中に鍛冶などがあつたでは無からうか、兎に角當人の公文書には皆梶某と署名してゐる。

(則ち延寶五年閏十二月廿三日付の雪藩家老石原、村松、三谷の連署命令書、天和三年七月郡代岸崎左久次より鉢屋支配の件の令達、貞享四年八月鳥屋尾長門宛の神職令書、寛延二年郡奉行様へ差出候演説御披露申上手狀、享保二十年七月御斷申上事の上書、安永八年二月乍恐演説申上候事と題せる上書、寛政二年御立山横自役親子入代りの願書、明治四年御一新の際有功者督出し書等の類は皆然りである)

大梶は敬稱であらう。そは彼が事業完成後則ち寛政五年以前には少しも見ないが、上に大梶の氏を名乗るは重に

其の家の功勳を表影する文書中に見えてある計りで官府より下せるものには一通も見當らない。故に大梶といふ氏は公然の稱呼ではなかつたもので寛政五年以後、明治以前には僅かに四通のみ大梶と署名した文書がある。然れども明治六年以後は常に大梶と稱して現時に及んでゐる。以上の如き次第で大梶家は七兵衛を初代として家系連續以て現時の九代七兵衛に及んでゐる。

初代 大梶七兵衛朝泰

元和七年古志村に出生

延寶年中湊八通松造林

延寶五年(五十七歳) 荒木湊原に移住す

延寶五年十二月二十三日松江藩荒木拓殖の特例七條を降す

此歲正月二十四日恵美須神社惣荒神社を勧請して湊原の氏神とす

天和三年七月(六十三歳) 警保の爲め鉢屋五十五戸を湊原に移住せしむ

貞享三年五月(六十六歳) 鳥屋尾長男を湊原の氏神神主と定む

此歲神西湖排水の爲、差海川開鑿に着手す

貞享四年八月(六十七歳) 公書により鳥屋尾長男湊原氏神神主となる

此歲差海川開鑿成る

元祿二年(六十九歳) 開拓部落を村とし古荒木、中荒木、北荒木の村名を定む

此歲馬木川水渠及び十間川開鑿

此歲松江藩七兵衛の功を賞して生涯格式下郡並を授け三人扶持を給與す
此歲五月朔日病篤く子孫を枕邊に招き來原岩槻開鑿の事を遺言す

此歲五月二十五日六十九歳で歿す。古志村正法寺に葬る。法名大譽元了義忠居士

二代 大梶忠左衛門朝定

貞亨元年湊原新町目代被仰付元祿二年九月二十七日歿す。壽不詳

三代 大梶忠左衛門朝則

貞亨元年出生

元祿十二年（十六歳）祖父の設計に基き來原岩樋開鑿を松江藩に請うて許さる

元祿十三年（十七歳）來原岩樋開鑿成る

元祿十七年（寶永元年）（二十一歳）汙入ヶ池は流砂の爲に新田となる

正徳二年（二十九歳）間府山暗渠及び間府川開掘

正徳三年（三十歳）馬木の大石堰造築

正徳五年（三十二歳）初代七兵衛設計した荒木川方府成る

享保二十年七月（五十二歳）恵美須神社遷宮に付訴願す

寶曆四年八月四日七十一歳にて歿す。法名本譽是覺居士

四代 梶七兵衛朝久

正徳四年十二月十七日出生、享保二年四月十一日八十九歳にて歿す。法名滿譽壽量居士

五代 大梶七兵衛

寶曆三年出生、文化十四年九月二十一日六十五歳にて歿す。法名大譽乘順信士

六代 大梶七兵衛

天明五年出生、慶應三年十二月十九日八十三歳にて歿す

七代 大梶七兵衛

文政二年出生、元治元年七月十七日四十六歳にて歿す

八代 大梶七兵衛

天保十三年出生、明治五年三月十五日三十一歳にて歿す

九代 大梶七兵衛

明治六年戸主相續す

第二章 初代七兵衛の拓殖及土功

第一項 荒木村の拓殖

初代七兵衛の古志村に住んだ頃は家産豊富で凡そ八百石前今の耕作地八十町歩位に當る地を有し其の人となりも沈毅且つ高潔で長するに及び夙に宏圖を抱いて公益事業に熱中したのである。其の肖像の大梶家に傳はるものを見ても其の人物は畧推知される心地がするのである。

當時の神門郡は大部分は沖積層に屬し主として斐伊、神門の兩大川の爲流砂作用によりて形成された平野である。之れ斐伊川は今日の如く宍道湖に注入しないで神門川と河口を同うして稻佐灣に入り上流地方なる仁多、飯石、大原諸郡より流す土砂を運搬して河口に流し下したのである。而して稻佐灣では西風最も多く吹き荒むので以上二川の海に流した砂は逆さまに波動力で打ち上げられて治海に堆積した。此こそ出雲風土記に名高き菌長濱である。又神門川の平原は、其の諸川の堤防も多くは砂土質より成つて水勢の抵抗力薄き爲に出来の時は幾多堤防の決壊を來した事は史書に明かな處である。此の水災の爲平原各處に濬溝して湖沼となつたものは多いのである。斐伊川も其の河道を東宍道湖に變したから其の舊河線はまた沼地をなすものが多かつた筈である。故に當時郡内には蕪田荒野が多く水利は便ならず、たまゝ僅少の沃田あるも徒に乾涸するか又は沮洳の地で耕作に適せない、然るに世は元和偃武以來の太平につれて人口は増加するけれども耕作地の開發が此に伴はないから土民の活計は益々困難となつたのである。此時に當り初代七兵衛は拓殖土功の業に熱心し資産を抛ち不屈不撓の勇猛心を以て此の業に當り終に稀代の功績を擧げ、其の郡村に與へた功業は實に偉大なものであつて七兵衛の事功と言へば牧童走卒も知らざるはなく史傳に口碑に其の功德を噴々稱讃するも當然の事である。

イ、湊原八通の造林

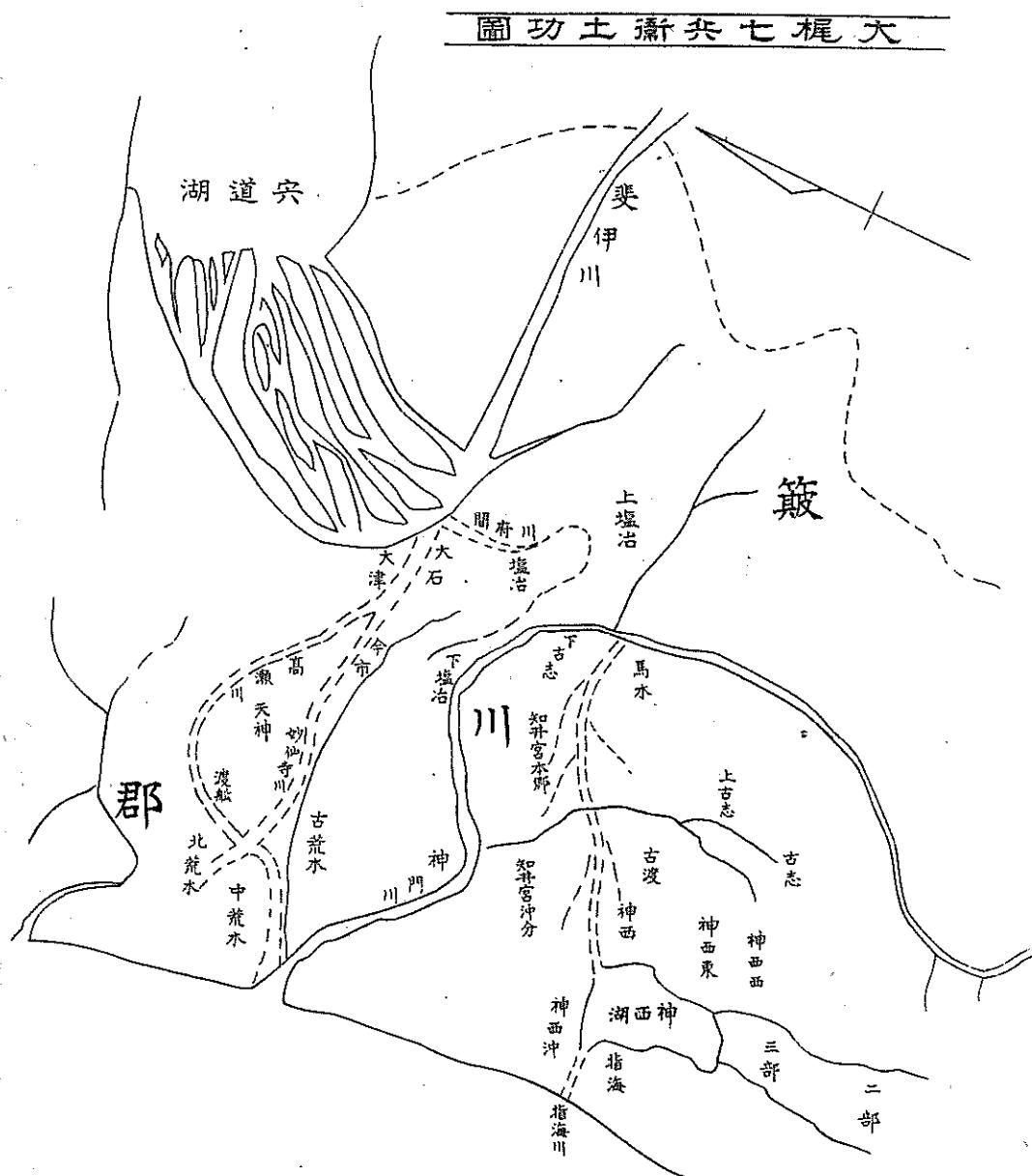
初代七兵衛の着手した偉業の第一は實に荒木村の拓殖墾田である。然かも此の目的を達せむに前記の如き荒蕪たる砂濱をして農民の土着的住居に變せしめる事が第一の急務である。故に此の目的を達する基礎的事業

として彼の長濱に造林の計畫を樹てたのである。造林已に成つて猛烈の風を防ぐ事が出来てから次には拓殖に及んだので、其の金計の適切周密なる誠に後世の模範とすべきものであらう。

前に記へる荒木村地力は海岸に沿ひ古昔より荒漠たる一帯の砂地で西は瀬戸内日本海に臨んでゐるが、冬時の西風猛威を逞うするに當つては砂礫暴揚天を蔽ひ常に丘阜を築きて凸凹常々海岸頽圮底止する處を知らぬ。かく荒涼の砂濱であるから當時荒キ濱、北濱、中濱等の名がある計りで實に人煙絶無の地であつた。寛文の頃藩吏屢々臨檢して計畫する處があつたけれども終に着手に及ばなかつたを見ても其の拓殖の困難な事が知られる。然るに七兵衛奮然蹶起して開拓の工夫を凝らしたが之を有用の地たらしめる第一の基礎的準備は海岸吹上の地へ松樹を栽植し人の住居に適せしめねばならぬ、之れ拓殖の第一步である。よりて先づ藩廳の許可を得て現今の中荒木八通り官林を造り以て防風林としたのである。

然れども此の白砂不毛の地に如何にして鬱蒼たる造林をしやうか、これ實に七兵衛の苦心の存する處であるから詳説する必要がある。先づ松樹を移植する前此の白砂不毛の地の土砂扞止の柴朶を以て高さ四尺位の砂除垣を築いたのである。かくなせば吹き荒む風の爲に運ばれる砂土は此の垣に支へられて堆積する、其の堆積するを待ちて又更に其上へ柴朶で高さ六七尺位の垣を築き、かくすること數十回で自然の風力を利用して一つの砂山が出来たのである。此の砂山の裏面則ち風の當らざる反対の方面に（神門平野に面した側）秋胡アサドリ、頬子、濱萩などの根枝繁茂して土砂を維持するに適當な灌木植物を植付たのである。之れ此の植物はかかる砂地に適して成育も速かである上に其の根の蟠延するのも速かだからである。かくして初めて脆弱なる砂土を固結せしめたのである。

かくの如く砂土固結を待ちて初めて松苗を移植したが此の苗木床は荒木村から南へ三里余りはなれた乙立村で仕立て之を運ぶに馬一駄で大概苗木百二十本位を運んだとの事である。之れ松苗の長さ一尺位のものに其枯死を免れしめる水分を保つに必要な粘土の凡そ方四寸位を付けて掘採つたからかくは重量を増した譯である。猶此上に夏期枯損の豫防として移植地には松一本毎に粘土一升位を埋めをき、春季に及んで初めて松苗を移植するに八條の平行線式に植えたので八通りの松林と呼んだ。爾後培養と保護とを加へたから漸く山林



の姿となつたのである。此の第一步の成功は更に七兵衛をして其の外面即ち日本海に面する方面にも前陳の手續きで垣を作り其の砂丘の遮亘するを待ちて例の灌木を植え後松の手續きをなしたのである。此等の費用は皆七兵衛が負擔したことは申すまでもない。

かく苦心の結果出來した松林の保護法は又注意されたもので後代に於ても此の造林地を賣買する事を許してをれども恣に之が伐採を許さない。たゞひ暴風の害なきものと認めて伐採するとか或は其地を開墾しようとするも風下の耕宅地、山林所有主一同意議なきにあらねば許さざる掟である事は、松江藩廳が此の七兵衛の子孫をして山林監視として保護に盡さしめた事にても知られる。即ち

此度菱根、入南、三荒木濱、松寄下、荒木、萱原、外園、神在沖、大島、差海、板津、大池、武部、右砂所之分田畠圍ひ、御立山并腰林築地松山屋敷圍ひ風先砂先我儘に根伐は不及申枝葉等伐り取候義も場所により御田地の圍ひ至て大切之事に候間右之村々横目申付候條平日打廻り猥之義無之様可令吟味尤勤方之義は於御沒所申渡候通可相勸者也

午二月二十八日

青木橋右衛門花押

中荒木村

七兵衛殿

以上の如く苦心經營された造林は今の大通官林并に湊原の民林と稱へられ、爾後殆ど二百年間多少の變遷はあつたにせよ明治二十二年の調べによれば官民林合計七十五町二反八畝二歩に及んでゐる。又松樹は明治十四年の調べによれば左の如くである。

眼通り	一尺廻り	二万九千五百本
同	二尺廻り	六千四百四十本
同	三尺廻り	二千三百二十五本

實に不毛の地を利用した七兵衛の機智と熱誠とは此の多大の利益を遺したものであるのみならず人の住居に適せしめて荒木村の拓殖の基礎をなしたのである。

かく烈風を遮る可き防風林は丘陵上に漸く繁茂し、前日よりは狀況稍良好に向つたとはいへ、元砂漠不毛の地であるから唯一人來りて開墾に從事する者がない。此に於て七兵衛は慨然として謂ふには防風林も稍緒に就きたから此の次には一つの新町を開創して庶民を集め後に土地開拓の實を擧ねばならぬ、此の目的を達するには之を人に勧めるよりも己先づ實行の模範を示さねばならぬと延寶五年年五十七歳で住み馴れし古志村より彼の造林した丘陵地の下に移住し、自ら農民の木鐸者を以て任じ、其の保護を藩廳に請うたので藩も亦其の篤志を嘉し七ヶ條の特例を下したのである。則ち

一、今度湊原新町取立候付而御銀貳拾貫目借用申付候事
一、大阪御上せ米神門郡之内手寄次第船積可被申付事
一、御米藏新造可被申付事
一、神門郡之内井手筋川舟往來梶七兵衛見立候通可被申付事
一、乙立村所原村より出候竹神門郡灘筋鹽新町にて賣買候様に可被申付事

四

付候事

右著湊原新町取立候付而如斯申渡候猶又甲乙無之様見合可

巴蜀十二月二十三日

石原九左衛門花押

樞
野
新
承
殿

此の藩廳より神門郡代に下した令達によりて藩の與へた保護の至れる事が知られるのである。則ち新村落發達の方法として先づ開拓資金に銀貳拾貫目の貸付の外家屋建築用材は神門郡中の官林より下賜し猶竹類は神門川を下る者を命令もて新町に集め相當の値段に賣買せしめて新家屋建造の便宜を與へ又政治的方面より新村落の發達を促す方策として藩米所用の米倉の新造、租米を大阪に送る爲船積は便宜の處でなすべきとの特權を與へ商人の貸物は可成新町を通過せしめる等皆命令を以て經濟的發展を促進せしめる爲のものである。又農民の勞苦を慰める酒と興行物は新開地で土民を招く求心的の娛樂設備であるから町の發達に伴つて許可せむとの事で要するに新開地に必要な交通經濟の特權と便利とを附與したものである。

七兵衛は猶自費をもて防風林の補植と培養保護に力を盡したから造林は益々繁茂し、他方には藩の特許を利^用しつゝ、土民の移住者を綏撫し、湊原に新町市場を開いたので移民も漸く數を増し、村落の姿をなし、其の戸敷五十余戸に及んだのである。此に於て七兵衛は此等新附の農民を統轄する爲に大肝煎の職を授けられ延寶六年より荒木濱開墾に着手し、移住民には土地を割賦して開拓に従はしめたのである。これを荒木村拓殖の第二歩である。

八、移民警保

前に説いた如く苦心慘憺たる經營と藩廳の保護により移民開墾の業は略縦に就いたが藩廳は開拓の成功を急いで可成多くの民を移住させようとするけれども此の地元より新開の處であつて居民が少いから輕罪者を放置し拓殖を圖ることとした。此の窮策は人口の増加を來したけれども爲に不良民が増加して風紀上の悪弊を生じたのである。元來新開地の事とて耕作場の不便や作物の豊ならぬ事等は終に「野荒」と稱する作物の窃盜者が續出し良民を害する事が多い。今は之を取締る必要が生じたので荒木濱開拓より六年振則ち天和三年には藩廳に請ひ警吏として所謂鉢屋を移住せしめたのである。鉢屋とは藩の舊慣で警察及び法權の一部を執行せしめた賤民である。此の者五十五戸を移住せしめ居宅料及田畝を給して此等の草賊取締に從事せしめたので其の令達に

一、荒木村鉢屋之事昔は如何様之筋目有之候とも近年持懸之鉢屋可爲抱候此已後新宅之分は湊原梶七兵衛へ被下置候條湊之鉢屋支配可仕事
 一、西園村より荒木村之内五十五軒渡り屋敷之事其身之心にあらず公儀付之事に候得ば不有新在所に候間古來よりの通西園鉢屋可爲抱候此已後五十五軒之外出來家族は是又湊抱之鉢屋可爲支配候
 一、湊原新町鉢屋兩人之内一人普請いたし引移候由是は七兵衛差圖に不洩ものに候間早々心次第可令指圖候向後湊中出來家ども支配可申付候杵築鉢屋々敷料田地共受取普請不仕よし不届に候田地屋敷代とも急度七兵衛方へ取戻し、いづれの鉢屋に成とも遣可申候湊大肝煎梶七兵衛に候得者其方心次第鉢屋之義可申付事

附り杵築鉢屋四五部之頭役之田夫は先規之通可爲候今更改不及候
 右之通急度可申渡候 以 上

天和三年亥七月

下 郡 吉 右 衛 門 殿

岸 崎 左 久 次

鉢屋移住のため屋敷料及び田地を下賜して獎勵されたけれども當時新開地の事とて移住は好まない。杵築の鉢屋の如きは一旦支給された移轉料を取戻された趣も見えるのである。元來かゝる移民の常として失意、破産、破廉恥の者多きが上に輕罪者さへ放置されたから此を監督する大肝煎七兵衛の苦心の程も察せられるのである。以上は荒木拓殖第三歩の緒に就いたものと見るべきであらう。然し此等の民をして良民たらしめるには精神的教化を施し根本的に改良せねば有終の功を奏する事は難いのであるから、七兵衛は更に教化に力を盡くしたのである。

二、移民教化

かくの如くして殖民したる上は之を導き之を化するの必要がある。彼等固より目に一丁字なき農民なれば法を以て統轄する以外に報本反始の道徳を布教して民心を統一するの中心点が無ければならぬ。此の中心点は我國体上よりして神社に存するは勿論の事である。七兵衛の此の着眼は彼の卓見を証するものであらう。即ち延寶年中湊原新町の產土神として惠美須神社並に惣荒神社を勧請し、神領畠三町歩、神主屋敷三段歩を下賜され延寶六年正月二十四日正遷宮式を行ひ七兵衛は本願として棟札を保持して式を終へたとの事が記録に見えて居る。次で貞享三年五月鳥屋尾長門が神職に補せられてより鳥屋尾は代々相つぎ今日に及んでをる。新しき荒木村はかくの如くにして漸く發達し元祿二年古荒木、中荒木、北荒木（今は荒茅村、荒木村の中に含まる）の三村名を付けられ、惠美須神社は此の三ヶ村の氏神となり七兵衛は其の本願となつて隣保輯睦の基礎が定まつたのである。之に關する文書は

覺

一、湊原新田百姓中より神主に其方相定候所實正也自今以後湊新町同様可被致神用執行向後出來家迄無残貴殿之旦場に紛無之候右之趣御公儀御差圖を請相定め候上は子々孫々至遠皆有之間敷るもの也

貞享三年丙寅五月

湊原 大肝煎

鳥屋尾長門殿

林 七 兵 衛

一、湊新田新町々人并新荒木新田百姓中より神主願之義願面公儀へ差出候所新在所之義に候得は願之通り
被仰付其元え湊原新荒木共神職御決定の上は社職旦用無怠懈執行可被致以來出來家迄無残貴殿旦場に
紛無之候新町に惠美須大明神并に惣荒神共貴殿勅請被致午年岸崎左久次様御檢地にて惣荒神領畠三町
歩神主屋敷三段步被爲下湊原惣新田新町ともに新在所之義に候得者向後他より無用の御宮并に注進曳
旦那に付新規出來候共御公儀御差圖相定候上は子々孫々至迄末代違背有之間敷もの也

貞享四年卯八月

年 寄	甚	右	衛	門
同	平	右	衛	門
湊 原	庄	屋	忠	右
年	新	町	次	郎
同	目	代	彌	左
湊 原	大	肝	忠	衛
年	大	煎	左	門
同	代		衛	
榤	七	兵	衛	

鳥屋尾長門殿

以上は之れ荒木拓殖の第四步である。

水、高瀬川開掘

以上四項に於て述べた如く荒木拓殖は延寶六年の着手以來、新町移住民に對して人毎に土地を割賦し、各自孜々として墾田耕作に勤め已に數百町の耕作地は成り農村の發達の基礎をなしたのである。然れども元來歯砂の地であつて灌漑用水の便に欠ける所があるから、七兵衛は拓殖着手の前已に計畫を立てたものと思はれる

る。そは其初め拓殖の特例七ヶ條（前出）を藩廳より下した内にも「神門郡の内井手筋川舟往来榤七兵衛見立候通可被申付事」とありて胸中には已に成算があつたのである。今や愈々必要に迫つたから貞享の初めより今の大津村の内なる石塚村汗入り池（出雲の方言苦悶する事をアセルといふので汗入りの名の基く所は八岐の大蛇が苦悶したから起てをるとの傳説であるが此の池は斐伊川の川線變更して東宋道湖に入つてから舊河線の底地に瀦滯して此の池をなしたものと思はれる）小底桶を伏せ、水源を斐伊川より取り溝渠を開鑿して荒木墾田用水に引いたもので貞享四年迄に畧竣成した。この川こそ世人もよく知る處の高瀬川である。大榤家傳記によれば初めて七兵衛の高瀬川開掘を企てた時平田の旅伏神社に參籠して其の成功を祈つたが偶々一天拭ふが如き晴朗の日紫雲隠きて東より西に流れたのを見て之ぞ神驗であらうと其の雲氣の跡を追ふて川道を撰んだとの事である。神明の冥助はとにかく當時の測量術の幼稚な時代に於てかく水準を誤ら無かつたのは、よく高山に登り地勢を一目の下に瞰望して、其の設計を立てたからであらう。然るにこの河線たる其の位置近傍の地より高きが上に一帯の砂礫地であるからよく水量を保ちて流下せしめるか否かの疑ひがあるので七兵衛は川床一面に葦を敷き其上に粘土を敷き詰めて漏水を防いだのであるが、かくの如くにして出來た高瀬川は川幅四間、長さ二里許り斐伊川より西行して荒木村まで達してをる。然れどもこの高瀬川と斐伊川との分水点は其の設計薄弱であるから初代七兵衛は岩柵に改めよと遺言したので其の孫忠左衛門の代に至り遺言を果したのが現時の岩柵であることは後項に述べるであらう。

高瀬川は開墾地の灌漑は勿論、治河の町村の用水に供し、高瀬船を浮べて物貨の運送をなすなど公利公益を起した功は二百年後の今日尙其の潤澤に浴するのである。且つこの川開鑿の爲從來の畠地は變じて田地となり、池沼は變じて耕地となり、新田は本田となり、本田は更に一層の良田となつた。實にこの川は治河幾町村を養ふ大動脈である。之れ荒木拓殖の第五歩であつて七兵衛の苦心焦慮は此に成功の一端落を告げたのである。荒木墾田は寛延、寶曆の頃には其の高田畠百七十九町七反餘に及びて前の砂濱は利用厚生の沃野と變じた事が知られる。そは郷方古今覺書に前畧追々新田出來元祿三年地詰有之夫より追々砂除植松被仰付新田出來又々寛延三年地詰被仰付候處

諸御免地共に田畠百七十九町七反餘之高に御座候
とあるにも知られるのである。爾後漸次戸口増殖したる結果は

戸 数 民有耕宅地

古荒木村（今荒茅村の内）

五十二戸

二十 六町九畝（明治七年調）

中荒木村（今荒木村の大字）

二百五十七戸（明治廿一年調）

二百五町二反八畝廿二歩（明治廿三年一月調）

北荒木村（今荒木村の大字）

百六十七戸（同）

百三十二町一反五畝六歩（同）

總

計

四百七十六戸

三百六十三町五反二畝廿八歩

七兵衛の拓殖の初め則ち延寶の頃移住の戸口は知れぬが耕宅地に於ては寶曆元年より明治三十三年一月迄の間にて二倍以上の發達をなしてゐるのである。假りに民有耕宅地より一反歩米一石の収穫と見積るも全量三千六百三十五石三斗弱を得る事であるから其の公利に貢献した事は甚だ大と言はねばならぬ。

高瀬川の水利を受けた耕地に付ては、當時の記録なく今知る事が出来ぬけれども大要左の如くであらう。

（明治十九年六月調）

村

名

田地反別

大石（四纏村の内）

二十四町三反六畝二十六歩

大塚（同）

三町五反六畝六歩

渡橋（同）

二十六町九反五畝十歩

下塩治（今の塩治村の内）

一反六畝十九歩

天神（同）

二十二町四反二十七歩

今市（今の今市町）

三十五町七畝二十二歩

白枝（今の高松村）	八十五町六反四畝二十八歩
下横（同）	十一町六反五畝二十歩
松寄下（同）	百三十六町八反七畝十一歩
東園（今の園村の内）	十町九反七畝一步
荒茅（今の荒茅村の内）	七十四町七反七畝七歩
古荒木（同）	十三町五反八畝歩
合計十二村租	四百四十六町三畝二十七歩

此の高瀬川水利の道開けて畠田變換、新墾、水田改良等の爲め假りに一反歩に付米五斗の增收穫と見るも全量二千二百三十石一斗九升五合となるので地方農民に及ぼす潤澤の大なる事が知られるのである。

^\ 運

初め雲藩の租米を大阪へ輸送するに、仁多、飯石の如き運送不便の地は當局者の苦心した處で嘗つて川舟に經驗ある舟夫二人を美作より召し寄せて神門郡來原に置き（世に之を上高瀬屋、下高瀬屋と呼ぶ）別に府を仁多郡三成、北原及飯石郡熊谷及出雲郡出西、莊原に建て舟にて租を莊原に運んだ、之は寛文四年の事である。然るに七兵衛の荒木拓殖の特許を得た延寶五年より九年の後貞享二年に至りて此の運租法は廢せられた則ち高瀬川開鑿より二年前の事である。此の藩の金ては高瀬川を利用せむ計畫があつた爲かも知れぬ。そはかの延寶五年十二月二十三日雲藩三家老連署の七ヶ條特例の内に「大阪御上せ米神門郡の内手寄次第船積可被申付事」「御米藏新造可被申付事」「神門郡之内井手筋川舟往來梶七兵衛見立候通可被申付事」とありて、高瀬川開鑿の企ては餘程以前より計畫があつたらしく思はれる。湊新町の拓殖に資るは勿論、又貢租等の運送線路に利用せむ考案もあつた事と思はれる。然らざれば湊原開拓につきて此等の條目を掲げる必要はない

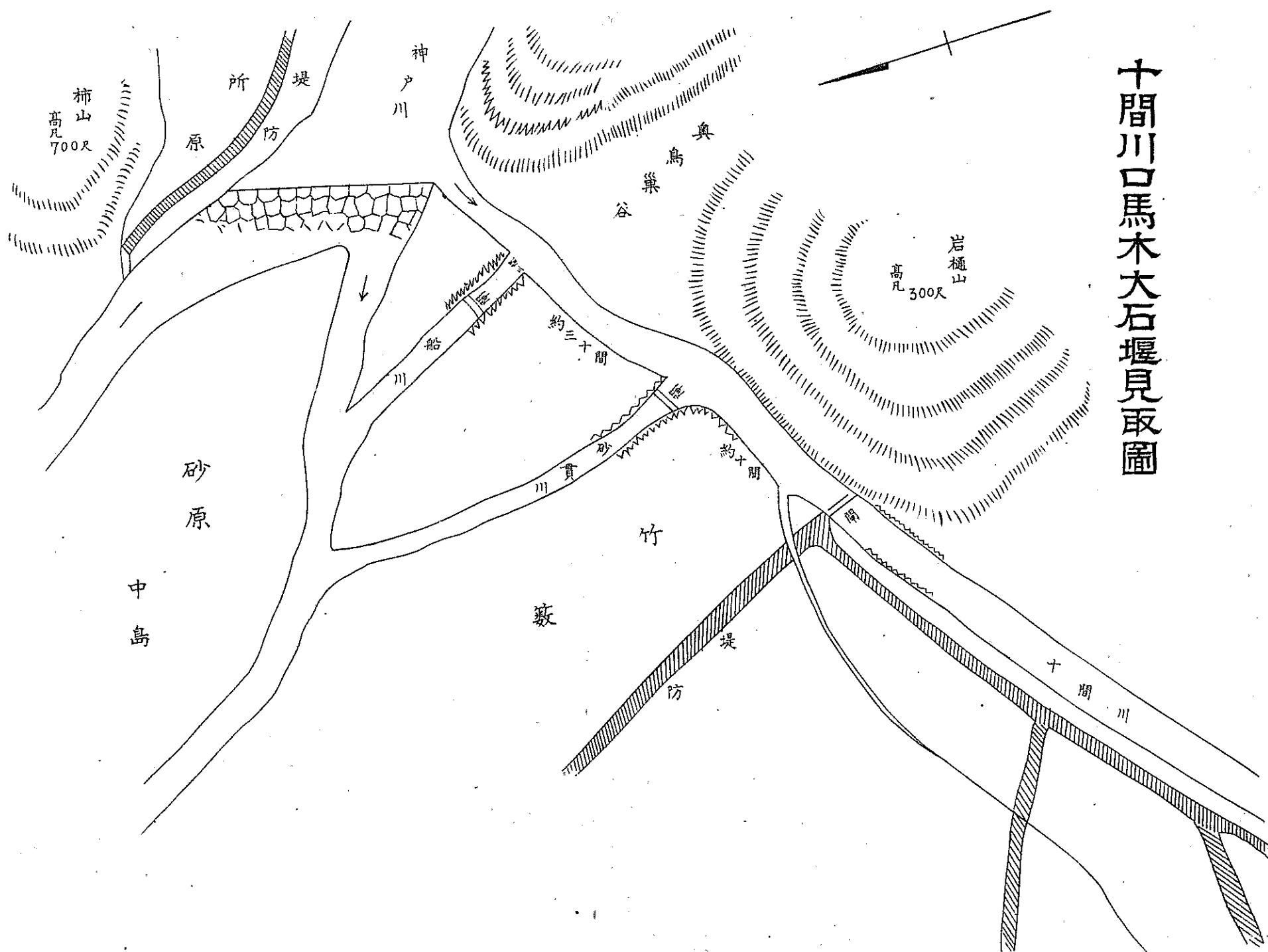
事と考へられるのである。

豫定の如く荒木米倉位置見立の件は延寶五年十二月二十三日の命により、七兵衛は中荒木小字湊と北荒木小字溜との兩所を見立て、廉書を以て藩廳に上申したので藩廳は其の意見を入れ中荒木の湊に新設を許し藏敷米を取る事をも許し高瀬川竣工より二十八年後正徳五年（郷方古今覺書には享保五年とある）運租府を北荒木の溜に立て之を荒木川方と呼び明治維新後米納廢止の際まで續いたものである。此の荒木川方の設けられるや、仁多、飯石二郡の租は大原郡新市に駆運し新市には舟夫を置きて高瀬川水口の來原に舟運すれば此處に府があつて高瀬川によりて荒木川方に舟運し大阪或は其他の地方に輸送したものである。されば此の川は藩廳の運租にも裨益する處が尠くない。されば郷方古今覺書にも

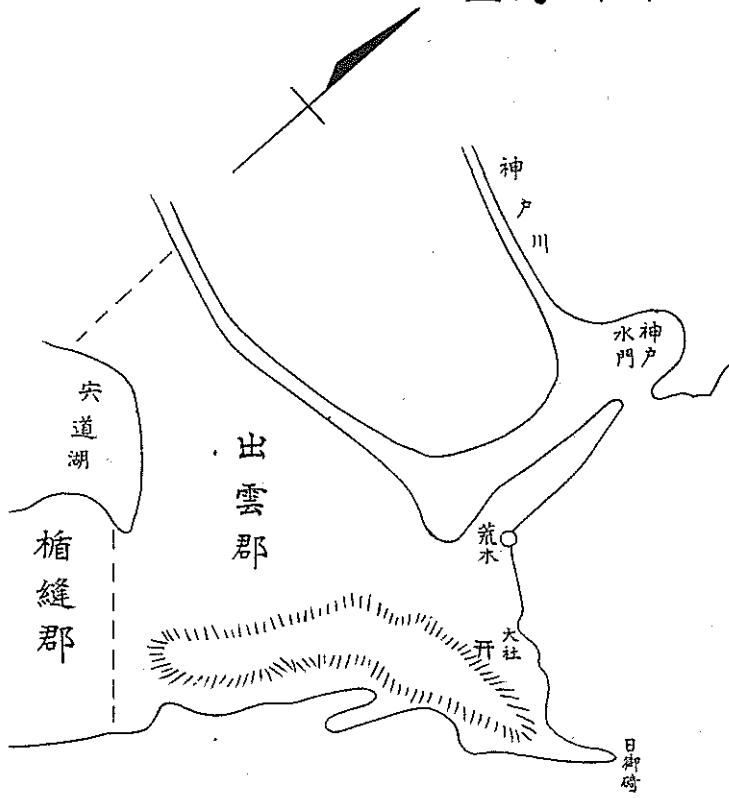
荒木川方之義御登米之内積外積運送米之内達も有之荒木用水川を御用川普請無之御藏は藏敷米取に外人に立させ川舟は川方有米にて運送當分御物入無御座工面を以て享保五子年荒木に御役所御立被成村々津出之米入料欠等相濟請取之川方にて御登米を仕立杵築灘にて相渡申候諸入用之品々差引餘程光出目有之上外積運送之遠旁々御德用之上御才覺米等川方へ受込御登米に仕立何角に付只今にては御調法之御役所に相見申候西山中之米は如前之久村にて御登米に相渡或は諸支拂等に相成荒木へは出不申候

とあるにてもよく知られるのである。以上述べた如く荒木拓殖の業が緒に就いた時藩廳は七兵衛に對し御免屋敷一町二反歩を給與し元祿二年生涯格式下郡並を賜ひ三人扶持を給與したのである。

十間川口馬木大石堰見取圖



斐伊川河圖
神戶川
兩川口



第二項 神西湖の排水

出雲大川と呼ばれて居る斐伊川は寛永十六年の大洪水前は大津附近を通じて西流し末流は神門川と合して稻佐湾に入ったのである。此の兩河の相會せる處は其の水量、多くなる上に東北流して海に入る邊は水勢の惰力で稍西部に突入する筈である。且上流より流し来る泥砂は河口に堆積すると共に此地方に最も多き西風に押し上げられて砂洲を築くから其河口に長砂洲もて圍まれた小湖を成出した。之ぞ古代神門の水海と稱せられたものである。然るに寛永十六年の大洪水に斐伊川は東流して宍道湖に流入したので其の川床は自然に埋められて村落となり又は沼澤となつたのであるが神門川の流せる砂と又風力によりて海岸へ押し上げられた砂とは漸次に堆積して神門水海の口を塞ぎ終に神西湖を形成したのである。殊に斐伊川北流後は、此堆積せる砂を流下する水力が減じたので砂土堆積の度は前より一層速められたものと思はれる。神西湖の成因は此の如くであるから其四圍は比較的低漚の地であると共に湖水に吐水口なき理由も自然の結果である。故に一朝大雨に際會すれば湖濱一帶の地は淹水の状に變じ然も吐水の口が無いから長き時日の間自然減水を待たねばならぬ。之れ農民的一大患苦とする處である。此に於て神西沖分眼科醫馬庭作庵及伊藤屋五右衛門等除患の事を七兵衛に謀つたので七兵衛は實地に踏査して地理を考へ竟に差海川を開鑿して湖水を吐出せしめる設計を立て高瀬川竣工の前年貞享三年より土功に着手し翌年遂に其の目的を達したので此の排水線を差海川と呼んだのである。(第六號圖參看)此の差海川開鑿は沼湖諸村の水災を除去した上に從來の新田は本田となり且つ湖畔は水準低下の爲、多數の新田を増加したので此の利を受けたものは神西沖西東の三ヶ村(今神西村)二部三部の二村(今江南村)差海(今西濱村)の六ヶ村である。此の事業の結果として假りに一反歩に付き米五斗の增收と見積れば此の全量千八百九十九石四斗八升二合となる譯である。文化五年十月に六代大権七兵衛より差出した勅公書出には差海川開掘の爲、「都合二千石計り増石に相成候」とあるは尤もの事であらうと思はれる。

第三項 馬木岩樋及十間川開掘

初め七兵衛が十間川開鑿を企てた時元杵築大社の奥院にあつた行基自作と稱する阿彌陀佛に祈願を籠め願望成就

の曉には十間川に面して堂宇を建て灌頃供養せむ事を誓つたと言ふ事が傳はつてゐる。これ當時崇佛の大勢より見れば或はさもあつたであらう。かくて十間川開鑿の功成つた時代官飼飼可定と力を協せ阿彌陀堂を知井宮村に作つたが明治維新後此佛像を更に又多聞院に移したのである。かゝる因縁あるので十間川水利の澤を被れる八ヶ村は年々醵金して現時に至るまで其の祭を絶たぬのである。

七兵衛の馬木水渠造成十間川開掘の企てをなした目的は神門川の水を引きて神西湖に注がしめ馬木村以西の諸村の灌漑に便する爲である。時の代官飼飼可定力を協せ郡奉行岸崎左久次之を監し元祿二年（大梶家傳記には元祿元年とあり）工を起し所原（今朝山村の大字）の小字和谷より懸崖の中腹を穿ちて小渠を通ずる事五百間で水準を得たのである。此の誘水渠の次に岩棚があつて延長凡そ十間其次是山裾堀割の延長凡そ五十五間、其次是堤塘を築いて川渠としたものが所謂十間川である。蓋し川幅二間乃至三間水深二尺乃至三尺であるけれども當時堤塘敷地を併算して川床十間に及ぶより十間川と名づけたものであるらしい。かく川床敷地を要する事が多大なので前の小利に汲々とする農民等は此の川線の爲耕地を多く損亡する事のみに目を注ぎ、却て此の水利の爲數百町の水田に大利ある事を豫想せず不平の聲囂々と起つた。七兵衛は笑ひながら「此の川を作つた爲に貧に迫つたならば各々方は堤防を削りて食はれよ、川は大きな丈け善からう」とて毫も顧みず着々工事を進めて其業を竣へたものが則ち十間川である。此の流末は神西湖に注いでゐる。又分派あつて東神西村（今神西村の大字）より西神西村（今神西村の大字）を灌漑する外にも小分派多く水利の便開けた上に宇賀池、小黒池、ヨシサコ池、麻柄池、博奕池等其他七ヶ所の池沼を化して良田となし且從來の成田の沃田となつた面積は凡そ五百十四町一畝二十一歩である。六代七兵衛の文化五年十月末日勤公書出寫によれば馬木井闢出來の爲「增石八千石之御爲仕候」とあるは多少祖先の功勞を誇大する嫌はあるが十間川開掘の爲古沼七ヶ所の埋立新田計りでも右高百七十八石餘を得又灌漑の澤を被れる石高一万石餘に及べる由は、郷方古今覺書に

元祿二巳年神門郡馬木村に古志川を開上大井闢御仕立馬木村より神西湖用水十間川御立被成夫より用水取成候堤不淺田畠に開被仰付下水村々高一万石餘の用水潤澤にて其上此用水堤を以馬木古志上下芦渡知井宮神西湖の村々大分畠田に相成御徳用莫大の義に御座候尤畠田に成り候古堤七ヶ所にて高百七十八石餘出來畠田地野有らむ限りは世人に噴々稱へられるであらう。

に相成申候云々

娘やるまい古志知井宮へ粟やくまごのからはたぎ

娘やりたや古志知井宮へ畠は田にして米所

誠に此の二謡を對照すれば一は十間川開鑿前的地方の状況で一は其後のものである。昔無福今五袴の趣ありて此の工事の如何に地方農民の生計に影響したか、知られるのであらう。

かくて初代七兵衛の拓殖土功に於ける宿志の三大事業は殆ど大成し增收穫のみにても大梶家傳記に「七兵衛工風を以て凡そ高一万三千石辻御高増と相成申候」とある如く其の功績誠に偉大なるものである。然るに元祿二年五月二十五日六十九歳で歿し古志村の正法寺の墓地は苦蒸しながら春花、秋葉時を移すも赫々たる功績は篠川の沃野有らむ限りは世人に噴々稱へられるであらう。

第三章 三代忠左衛門の土功

イ、初代七兵衛の遺圖

初代七兵衛の子忠左衛門朝定は父在世の頃則ち貞享元年に湊原新町目代となり父を助けて拓殖の業に心魂を碎いたが父の死後僅かに四月で九月二十七日に夭折したので其子三代忠左衛門は六歳の時祖父及父に離れ母の手にて養育されたのである。初め七兵衛の病んだ元祿二年五月一日再び起たれぬ事を察し子及孫の忠左衛門を招き後事を嘱した趣は、大梶家傳記初代七兵衛朝泰の條に

元祿二巳年より風と病氣付候所全快之程無覺束様心付候事歟同五月朔日伴忠左衛門相招惣方開發場所荒増成就に相成候得ば安事るに不及候所心に懸候は石塚村汗入ヶ池底樋年數相立候得ば大損に可相成も難計万

一満水之節心遣に相見候は、其段御願申上石塚村岩樋切貫汗入ヶ池を埋め新田に開立同所より間府を開き、可申と夫々仕様書相認め忠左衛門へ相渡無間も卒す云々

又三代忠左衛門朝則の條にも

正徳元年卯年祖父親之遺言を守二十四才之年満水に付石塚村底樋危く相見候に付祖父七兵衛傳置候仕様書を以御願申上同辰年石塚村より上塩治村間府を切貫普請成就いたし兩塩治天神三ヶ村用水を取下村々より満水の節悪水を刎且妙仙寺川を建候に付大津、石塚、今市、下塩治、上古志、天神白枝松枝都百入ヶ村用水増に相成餘程畑田成出來申候云々

とありて後年高瀬川口なる來原岩樋、間府川、妙仙寺川の開鑿は皆初代七兵衛の設計した遺圖である。

口、來原岩樋の開鑿

三代忠左衛門の功業は來原岩樋開鑿及之に伴ふ間府川、妙仙寺川の開掘と馬木の大石堰の改築との二大土功である。偶元祿十二年妻伊川満水の時忠左衛門は祖父の遺した設計書により岩樋の開鑿を請願したに藩廳之を納れ翌年工事完成した。これが來原の岩樋である。此の年代に付ては文政十年亥五月奉願演説之覺と題する古記中に「川筋數ヶ村の用水引受候處満水の節右底樋危く相見候に付元祿十三辰年御願申上石塚村岩樋切貫候」とあるにて知られるのである。抑々此の岩樋は石塚村頭小字來原にありて舊高瀬川口より數町の上に位する斐伊川の南涯岩石質の地を相して設けたものである。其の構造は粗馬木村の岩樋に似て居るが樋道は頗る大きくて山脚の岩石を開鑿する事長さ二十餘間、深さ二間餘、廣さ八尺、竇門をなししてをる。水口に閘が設けてあるので奔流雷吼して懸濛の如く下に一つの滾があつて之を受けてをる。そは漕船の集るを待て閘を開くと水勢で放出するのである。そして其の下數十間山盡きる處に溜水池が出來てをる。此の池より右に岐れるものは高瀬川で左に岐れるものは間府川である。兩川の溜水池より流出するには閘を以て流水の量を加減する様になつて居て其の用意の周密なる誠に驚く計りである。此の工事が出來てより用水は一層潤澤となり荒木新田に引く處の高瀬川は水利完成の域に進み沼河諸村の田用水を餓にする許りでなく舟筏の利は更に一層である。況んや荒木川方の運租上の利便をや、實に高瀬川の完成は忠左衛門父祖三代の功績である。

八、間府川開鑿

三代忠左衛門は更に上塩治村唯谷并半分といふ部落が用水欠乏して毎年旱損を受けるから、來原岩樋の水を此處に引かん爲に間府山を開鑿したのである。蓋し汗入ヶ池は元祿十三年岩樋鑿開より四年後には岩樋より流注する土砂で自然に填済して新田と化したけれど餘り砂入り過ぎた爲本田に障害を來す恐れがあるので其の後砂除け工事を起した程である。故に正徳二年三代忠左衛門は汗入ヶ池の舊趾より上塩治村（今塩治村の大字）唯谷へ間府山を開いて水道を通したのである。暗渠高さ八尺、廣さ四尺、長さ百九十八間許り、毎年暗渠の壙塞を防ぐ爲に浚渫をなす例であるが其の實驗者の話には暗渠中央に於て五尺許りの喰違ひを生じてをることである。當時測量術未開の世にありて墜道を兩側より穿ちて正しく會せしめるは困難の業であるから此の間府には山を垂直に切り抜きて下部の暗渠と直角に交る處の空孔が出來て居る。此は渠線を見通す爲に造られたであらう。尙ほ大梶家に傳へる處によれば開鑿坑夫の方向を知らしめる爲に一時間毎に山上を法螺貝を吹きながら往來せしめたとのことである。明治十九年六月調べによれば此間府川水利を受ける田反別は上塩治村、下塩治村、天神（今塩治村）上古志（今古志村）大石（今大津村）の五村百四十八町四反三畝八歩であつて假りに一反歩につき米五斗の增收穫と見るも全量千七十二石六斗一升二合となる譯である。

二、妙仙寺川開鑿

間府川開鑿の頃であらう、高瀬川の分派として妙仙寺川を開き大津村大字大石より高松村大字白枝に通じた川幅は廣からざれども其の水利の便は甚だ大なるものである。此の河の水利を受ける田反別は明治十九年六月調べによれば大石（今大津村）今市、下塩治、天神、上塩治（塩治村）上古志、白枝の七村二百十四町七反二畝七歩で假りに一反歩につき米五斗の增收穫と見るも全量七百四十二石一斗八升に及ぶ譯である。

初代七兵衛は所原村の和谷より誘水渠を作り十間川の岩樋に水を誘入する計を立てたが其後時々水害を被り通水を妨げたので正徳三年（郷方古今覺書及雲州記には享保三年である）石見銀山の鑛夫助九を召し彼の堅牢無比と稱せられた大井闌を築成して前の誘水渠を廢したのである。之又初代七兵衛の遺計であつたかとも思はれる。其の築造法は馬木所原の交界で神門川を横断し縦横三百間の場所に巨岩大石を幾層となく積みかさねて之を綏合するには粘土を用ひたのである。此の井闌の水流を斷ち切る處を歯口と稱へ、終尾に至るに従ひ平面漸次に低下して水力の抵抗を緩和ならしめてをる。爾後多少の損害があつたけれども大体は變らない。されば將來修理を怠らなければ永遠に保存する事が出来るであらう。之を世に馬木の大井闌と稱してをる。此の井闌に要した石材は其の附近の姉山の麓なる石切峠より切り出したので今も猶其の名を存してをる。此の大石堰で巨流を堰き上げて岩樋口に注入せしめると共に岩樋には水門を設けて用水の量度を加減して十間川に流下せしめる仕掛けである。又本流を堰きたので舟筏を通じ難くなつたから別に舟川があつて通行に差支へながらしめ土砂の填塗を防ぐ爲には砂貫川を通じ又右方には本堤防副堤防共に三重に築かれて其の用意の周到驚く許りである。神西、知井宮附近九ヶ村の用水はこれが爲に安全且つ豊潤となり農民は今も猶其の遺徳に感謝を表する次第である。

第四章 二代後の大梶家

大梶家の古志村に住んだ頃は家産豊富で八百石の收得ある土地を有して居たが七兵衛の拓殖治水に発意して公益の爲には私財を抛ちて顧る所が無かつた爲家運は漸く傾いたのである。三代忠左衛門は六歳の時同年に父祖をさへ失つたにも拘らず二大功業を成功したが其の私利を棄て、公益を重んじた心事は其の事業と共に其の性格も亦

尊崇すべきものと謂ふ可きである。時偶藩廳は御立派仰出しあつて御免屋敷一町二反歩は沒收せられ婦人幼兒のみで又如何とも可らざるに至つたので此に父祖の功勞を稱へて藩廳に哀願し漸く墾畠五反二畝二十一歩の免租を得て僅かに生計を營んである。當時元文二年三月の歎願書は縷々數千言を列ね讀む者をして同情の涙を禁じ得ざらしめるのである。又十間川の水利を受けて居る諸村より七兵衛の靈に供せむ爲に醸出した三俵の米を藩の許可を得て受納した事などは以て當時の窮状が察せられるのである。其の外初代七兵衛の勧請した恵美須神社は荒木三村の氏神と定められ遷宮の節は初代七兵衛棟札持で警從したのだが其後土屋葉左衛門新田奉行となつて宮替した時、三代忠左衛門が幼少なので從弟仙右衛門に持たせ以後遷宮の節は大梶家當主に持たしめる定めであつたのに大梶の家運が衰微に赴いたからとて外遷宮の節には郡吏より庄屋に持たしめたので大梶家は不平を抱き正遷宮は忠左衛門が持つ可きものとて時の下郡組頭に訴願した文中に

「祖父七兵衛三ヶ村開發仕候義は歷然と相譯居私棟札持不申候節は先祖の忠功宣敷相成候道理と奉存候然處興三郎殿（組頭役也）には如何様の由緒有之何を以右様被申立候や前遷宮之節又右衛門殿（下郡なり）より其場の御取扱にて兩度庄屋役前によつて當分爲持置被成候は先例と心得不當の族被申候段一圓呑込かたく奉存候」といつて居る。言辭痛切讀む者同情の感に打たれない者は無いのであらう。時に享保二十年七月で三代忠左衛門の大業たる馬木大石堰造築より二十三年後則ち忠左衛門五十二歳の時の事である。時已に大梶家は資産を失ひ郷黨に重きを置かれたが知られるのであるが家産を傾けてまで公益に盡した其の遺徳を捨て、顧みない世人情輕薄の程も切齒すべきである。四代七兵衛は父忠左衛門の受けた免租畠五反二畝二十一歩は先に官没されたのを再度下賜を歎願したので天明六年二月菱根外十五町村内にある御立山横目を命ぜられ同年八月より年々二人扶持を給はり寛政元年六月より年々玄米三俵加増せられ爾後横目を世襲して現代に及んだに明治六年一般改正によりて廢職となつたのである。現代七兵衛は明治十四年東京山林共進會に於て中荒木村の官民林の木種、木數、

栽培保護の來歴、地味、地帶、溫度等に就て明細説明書を作り出品したに、時の農商務卿西郷從道より五等褒賞を授けられ銀盃一個并に金參圓を下賜されたのであるが、降りて明治二十四年賞勳局より左の追賞を受けたのである。

島根縣出雲國神門郡荒木村大字中荒木百九十三番屋敷平民

大 梶 七 兵 衛

九代祖大梶七兵衛夙ニ志ヲ興業ニ勵ミ寛文年中荒濱開墾ヲ企圖シ先づ風防ノ松樹ヲ播種シ尋テ親ラ此ニ移リ以テ移民ヲ勧誘シ遂ニ三村落ヲ開創シ其他溝渠ヲ開鑿シテ灌漑ヲ利シ湖沼ヲ疏通シ氾濫ヲ除ク等辛苦經營家産ヲ蕩盡シテ客ム所ナク公衆ノ利益ヲ興シ成績著明ナリトス依テ爲追賞金五拾圓下賜候事

明治二十四年七月十日

賞勳局副總裁從三位勳一等子爵 大 梶 七 兵 衛 恒印

噫何人も七兵衛の肖像に接せば沈着篤實の威風に打たれる感がある。彼の拓殖土功の大事を企つるや十數年間櫛風沐雨、心神の勞苦は勿論家産八百石前後の田地は公利公益の爲に惜氣もなく蕩盡した許りでなく子孫に貽謀して其の業を完成せしめた其の性格の崇高なる誠に雲國に稀に見る處の偉人である。又其の子孫が家運衰運の時に當り先づ藩に告げ贈米を受けて其の祖を祭つたが如き其の忠厚の風誠に人を動かすに足るべきものであらう。其の事業と其の家風と相待ち後世の模範に恥ぢない家である。嗚呼大梶家の功業は簸川の平野の有らん限り其の岩樋と共に壊れず高瀬川の流れと共に終古に燭きぬであらう。

第三篇 佐太川 清原太兵衛事蹟

佐太附近地理上の變遷

佐太社は八束郡佐太村大字宮内にあるが、このあたりは古の狹田^{サダ}ノ國の神都で佐太太神の神跡である。訂正出雲風土記に

加賀鄉郡家北西二十四里一百六十步佐太太神所坐也御祖神魂命御子支佐加比比賣命御子佐太太神闇岩屋哉詔
金弓以射時光加加明也故云加々

と見えて居る。加賀村は佐太村の東方二里餘の海岸にあつてこの邊一帯の地は大神の神領であつたのであらう。今から幾千年前には宍道湖と中海とは一つの海で西は杵築の海に東は美保灣に通じ北方一帯（舊島根、秋鹿、楯縫郡地方）の地は三箇の島嶼に分れて多久の打絶以西即ち鶴山より日御碕に至る地方を支豆支島と稱し中部即ち舊秋鹿郡地方を狹田國と稱し手結の打絶以東即ち舊島根郡地方を閼見國と稱へて居た。然るに地勢の變遷により多久手結の兩打絶は連接して一島となり杵築海に注いで居た斐伊川は堆積作用によりて下流に泥砂を沈積したので遂に簸川平原が出來て宍道湖の西口は塞がり松江附近の地もまた同じ作用で中海、宍道湖兩水を隔てることとなつた。近代杵築海に注いで居た斐伊川が東に折れて宍道湖に注ぐ事となつたが宍道湖は僅かに大橋川、天神川の二狹流で中海に排水するに過ぎなかつた。かかる有様であつたから大雨の際には宍道湖の増水甚だしく松江の市街を始め沿岸諸村の被害はなか／＼多大であつた。そこで宍道湖に今一條の排水口を開く事の必要な事は識者の認める處であつたが之に着手するものはなかつたのである。更に佐太川附近の地勢につきて研究するご多の變遷の跡を見ることが出来る。出雲風土記に

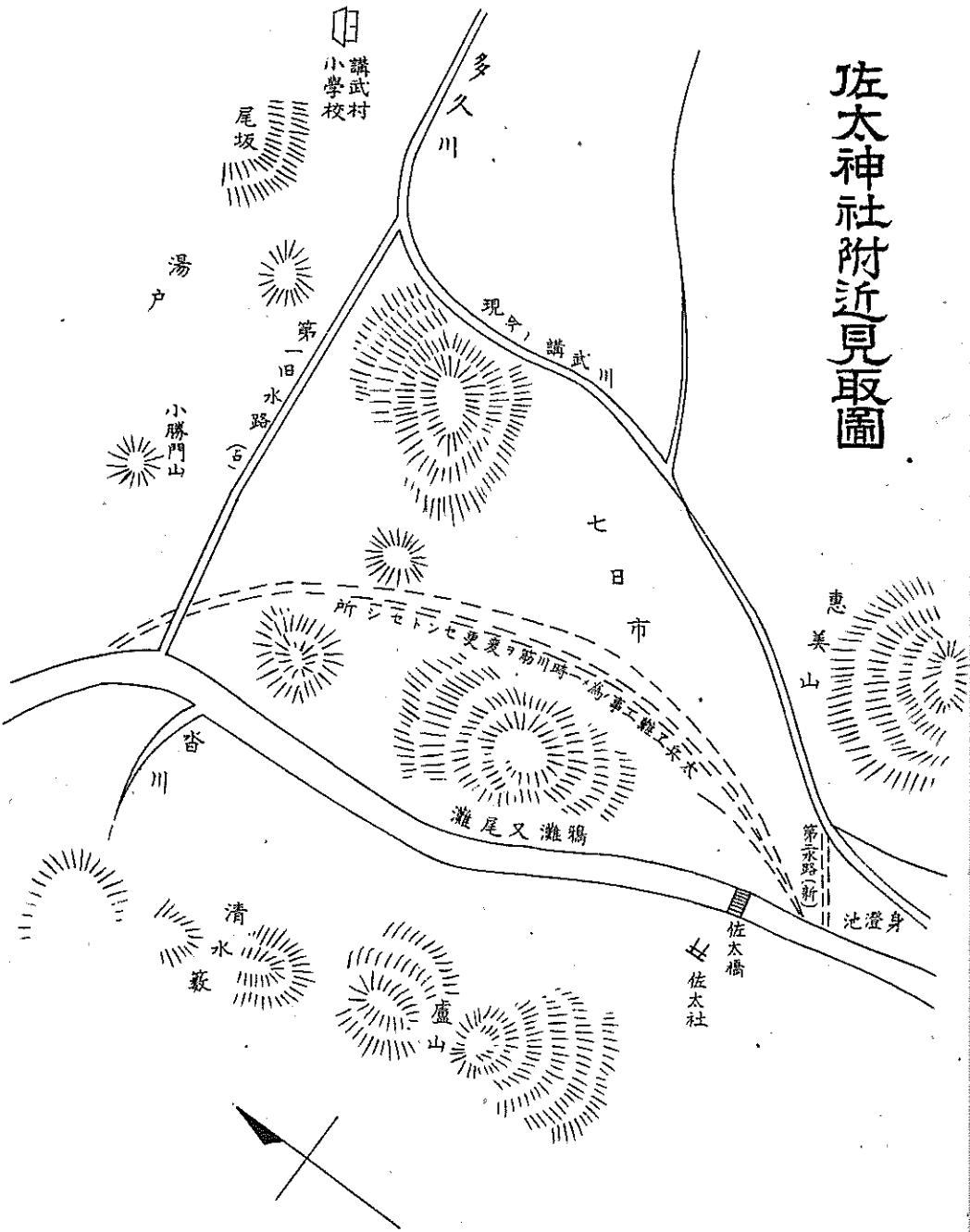
佐太川源二 東水源島根郡所謂多久川 是也西水源出秋鹿郡渡村 二水合南流入佐太ノ海即水海周七里有鮒水海通入海湖長一百五十步廣十步

即ち今の濱佐田水田は大部分海底にあつたことが分る。彼の佐太川開鑿の際に數枚の船具を掘り出したといふ事や生馬村下佐田邊の水田の奥底に朽杭（船を繋いだもの）の残つて居る事は其の證據である。又秋鹿郡渡村であるは佐太村中田の里の事で其の昔手結の打絶で船渡しのあつた事も偲ばれ、こゝより出でる川は沓川といつて今流れで來たから、いたく怪んで溯りゆくと人家があつたので沓川と名づけたといふ面白き傳説を存して居る。

此のあたり左程の深山幽谷でなく川と名づくべき程のものもないから右は附會の傳説たるを免れないけれども古は稍大なる流れがあつたのかとも思はれる。東の水源多久川は講武村加賀村境なる小倉山（今城山）より發源する講武川で和名抄にも多久郷と見えて居る。此の邊もと圓福寺村と稱して居たが松江藩主松平綱隆が此の地に狩した時圓福寺といふ地名は狩場としては似合はしくないといふので寛文年中講武村と改稱されたと傳へて居る。現今の講武川は當時の多久川とは多少流程をかへて居ると見え南講武字二股で二分して一は北講武を過ぎ、一は南講武を經共に一二の支流を合せて名分村字若宮に至り再び會合して一流となり山側に沿ひて南に流れ瀦ノ内に注いで居る。（長さ約二里）されど古は南講武を流れるものは若宮附近にて西に折れ沓川と合し北講武を流れるものは尾坂より西流して小勝間山の附近を過ぎ沓川と會したものらしい。以上の事實を綜合すると舊佐田川は講武村より出づる多久川と佐太村より出づる沓川と相合して南佐太ノ水海に入つたものである。

さて佐太ノ水海とは何れの地であつたか、風土記編纂時代（天平年間）迄は周圍七里（今四十二町）の水海が存して居た事は明かである。元來此の地方は古の手結の打絶なる狭田、闇見兩島の絶間で海水が通じて居た所であるから土地は低濕で佐太ノ水海をはじめ惠曇の池・佐太本郷字池平附近周圍六里（即ち今三十六町）深田ノ池（佐太本郷字深田に現存す）杜原ノ池（以上秋鹿郡）法吉坡（周圍五里、今三十町）前原坡張田池瓠池（以上島根郡）等の沼澤が相連つて鷺鷺鳴鳩等群集し、南は入海に連り鱈魚鱸鎮仁蝦等の水產も豊であつた。

佐太神社附近見取圖



た。里民は之を治する爲溝渠を通じ阡陌を造り孜々經營した結果幾多の歲月を経過して泥土漸く乾き蔣蘆既に生ずる處或は田となり或は圃となつて水海は爲に大いに南方に壓せられ、所謂渴ノ内となつたのである。(現今佐太川の東西に其の面影を存して居る)さてその大渠の西方山麓に沿へる處に月見川と稱する川があつて今なほ小舟を通ずる事が出來る。その附近丘陵の突角は月見ヶ岡と稱へられ觀月の勝地として雲陽誌等に掲載されて居る。

出雲なる佐太の澤邊に小夜更けて月見ヶ岡の月ぞさやけき(讀人不知)

又大井と稱するは佐太水海の西岸今の大井川堤防の少しく西方に當る大井輪と稱する一廓で反別約二十町歩許り大井社のあつた處である。此の地泥濘が乾かず水路が全く出來上らなかつた頃屢々水害にかかり社殿の位置もかはつて今の五十田神社と稱へるに至つた。

天平以後における變遷の大要は右の通りである。排水口を塞がれた宍道湖は一朝大雨に遭遇すると雲國西部の諸川が濁流滔々と注入して十六兀の丹崖を衝き渴ノ内附近の水田に溢れ松江に突進して沿岸の地皆水害を被つたが寛永十六年の大洪水で斐伊川が宍道湖に注ぐに及びて其の被害一層甚だしくなつたから松江藩は市街の西北に所謂土手と稱する堤防を築くなど百方防禦につとめたれども十分奏功する事は出來なかつた。

爾來大雨ある毎に松江市街は浸水の慘状を被り附近村落の被害も甚だしいので今一條の排水路を新設するの必要は焦眉の急に迫つて來た。これより先慶長年中既に佐太川開鑿を唱導したものがあつたと見え太閤記に

吉晴の執權堀尾民部へ雲州松江の地下人立寄つて言ふには此の佐太江の水口を銀子貳拾章(二十枚)に請申度由望みしかば即ち奉行人宣しき事に存じ先生にかくと言ひしかば曾つて同心なかりしなり人皆不審しあへ

り云々

とある。其の後約百七十年天明年間に至つて時代の要求は藩主の採用する所となり遂に開鑿の大事業を成功するに至つた。その主唱者は誰であつたか、松江藩士普請方吟味役清原太兵衛其の人であつた。

佐 太 川 開 講

清原太兵衛は生家は不明なれども母は川津村大字菅田の山本氏（現戸主山本壽良造）より清原氏に嫁して寡婦となり幼兒太兵衛を携へて山本家へ復歸したのである。太兵衛は生長の後寛保二年に松江藩に仕へ御小人より小買物方、小普請方御堀方等を経て寛永五年格式御徒並御作事所横目仰せ付られ天明二年御徒本格に進み普請方吟味役をかね同四年松江大橋懸替横目役を命ぜられた。

（菩提寺は清原、山本兩家共白髮山下常福寺で清原氏は松田左近の部下であつたが尼子氏滅亡後歸農したものだと傳へて居る）
彼は農家の出身で万事に注意深く精勵恪勤であつたから藩の覺もめでたかつた。土木事業に興味を有して經營計畫する處が多かつたが早くから宍道湖の増水を排除せんには佐太川を開鑿して北海に通せしめる必要を認め屢々 藩に出願する處があつたが天明二年大洪水の慘状を目撃するに及んでいよ／＼決心の膽をかためた。水勢を殺ぎて水害を防ぐと同時に潟ノ内に新田を開いて耕地を増し江角浦に水路を開きて交通の便を圖り松江の繁榮を期せんことを請願した。藩に於ては國費多端財政困難の故を以て容易に許可されなかつたが彼が決心は牢乎として動かす願書を提出すること前後十二回に及び御用人青沼六郎左衛門宅に伺候して度々献策する所があつた。六郎左衛門竟に其の熱誠に動かされ如何にして開鑿事業を成功するかを問うた太兵衛は藩に於て多額の費用を投するは困難であらうから雲國十郡に賦課して役夫を徵發し湖岸より北海に至るまで延長三里の堀割を三ヶ年間に竣功せしめるこことを献策した。その結果當職三谷權太夫の斡旋により遂に天明四年に至つて開鑿の許可を得ること、なつた。多年の宿望漸く達した彼が喜びは如何ばかりであつたらう。太兵衛は佐太川開鑿を以て畢生の大事業となし一身を賭して其の成功を誓つた。

こゝに稍疑ふべきは寶曆八年三月島根郡上佐田村田方地平均新坪附帳に「田反別三町六反二畝十五步分米四十五石四斗五升一合佐太川敷年々一作引云々」とあつて寶曆八年は天明四年より二十七年前であるから佐太村地方にて古老の傳へる百五十年前開鑿説に符合することである。又寶曆五年佐太社帳中佐陀神領增加願（佐太神社々司朝山氏藏）に

奉願口上之覺

一古佐陀大社神領被寄付處秋鹿郡神戸ノ里と出雲風土記に見えたり佐陀七百貫と云右領地の境於爾今四月十月傍示幣として四垂の境幣怠ることなし柴刺神事は也其節社人九百二十餘人有之年中の祭禮嚴重に御座候處太閤秀吉公社領沒收せられ毛利輝元公より朝山家所領三千五百石を以社領として其時神人七十五人に減す無程毛利家落居の後堀尾家漸社領二百石に定め下され悉く社領衰微仕候故社人も縦に二十餘人に減し申候に付年中七十五度の祭儀も神事の式計相勤申候其上社領二百石の内三十九石は社御造營修復之爲修理料に被取上并八石祭料として村方氏子共に配分被下縦之碌を以て大社の格を相勤め申故神役辛勞不成大方仕合存知候猶又年々不作仕り社中一統之極難にて御座候然る處近年濱佐田村より江角浦迄川御普請被仰付候に付而潟ノ内追々新田に相成可申と奉存候依之右出來地の内に而田地十五町社領として被下置候はゞ社中一統難有仕合に可奉存候尤潟ノ内之儀は佐太ノ入海と申傳へ當社附屬の地に而四垂の幣刺申候境内に御座候何卒御憐愍を以て御寄附被下様に奉願候乍併潟ノ内之儀は川普請御受合候者へ被下置外へ配分不被爲成儀に御座候はゞ爲替地樁縫郡大河尻出來地において右町敷被下置候はゞ御景を以て神役無怠慢相勤冥加至極に可奉存候ケ様に愁訴申上候も偏恐多迷惑至極に奉存候得共右申上候通社領減じ小知を以諸家の支配頭相勤申候處困窮之銘々共儀に御座候へば取捌等の致し苦敷奉存候に付無據奉願候間何卒御憐愍之御許容被成下候様幾重にも奉仰候 以上

亥七月

正神主嘉 寛（朝山）
權神主興 通（宇藤）
別火秀 親（磯崎）

右の書類によると寶曆中松江藩の事業として開鑿に着手したもの、様に思はれる。併し無論中止不成功に終つたのであらう。

太兵衛は漸くにして開鑿の許可を得たので雀躍に勝へず即ち佐太ノ水海跡なる潟ノ内より舊佐太川に沿ひて開鑿

し更に佐太村本郷より出で、日本海に注げる忠太夫川を取り入れて新川堀割の計畫を立て天明五年春三月より佐太村へ出郷して開鑿事業に従事することとなつた。さて太兵衛は實地測量をなし新川敷地として榜示を立て繩を引かうとすると劇烈な里民の反抗を受けた。それは川敷の田圃は無償收用されることとなるから里民の擾動するのも亦理あることで太兵衛も大いに當惑したが一計を案じ晝間巡視の際に目標を定めおき夜に乘じて榜示杭を立てしめ其の繩張内に入る處は田畠といはず、家宅といはず沒收することとした。之が爲め祖先傳來の屋敷を立退くもの昨日の富豪一朝にして家産を失へるものが出る様になつたけれども、それは僅少の人々の損失で之が爲に増進する國利民福の多大な事は相償うて餘りあるから太兵衛は百難を排して之を決行することとしたのである。

古老の口碑に佐太村内清水藪沖より中田邊にかけて太兵衛蟹と名つけたと傳へて居る。又口碑に古江村大字古志沖り出すので太兵衛が夜間繩張をしたのに比べて太兵衛蟹と名つけたと傳へて居る。夜間に出て、泥土を繰に金曲と稱する地がある。これ同地の長野某已れの田地の潰れんことを恐れ新川路を曲げて榜示を建てさせた

から起つたと傳へて居る。

然るに一難を排すれば一難又来る。それは佐太神領地の貫通である。當時佐太は大社と稱して人々の崇敬措かざる處でもし神領地を開鑿して神怒に觸ればそれこそ一大事を考へられたから太兵衛の苦衷は實に察するに餘りあるのである。太兵衛は先づ「た、ら」と稱する土豚を以て河水を堰き止め工事竣工に從ひ一區々々之を切り落して水を通ずるの策をとり雲國各郡より徵發した多數の工夫を督勵して工事に著手したが未だ半にも及ばぬ中に渦ノ内と鴉灘(ウツダ)（名分村）とで非常の難工事に際會した。渦ノ内は泥土深くて土塊しまらず又鴉灘の池は終日苦辛して掘り上げた川路も一夜の内に崩壊するので工事が少しも進捗せないから一時は名分村七日市を迂回せんとの計畫を立てたが川筋を延長することになるので果さなかつた。太兵衛はこれは渦ノ内の神領を冒したので神の怒りに觸れたであらうと考へ一方工夫を督勵すると同時に自らは江角浦で齋戒して佐太大社に日参する事、一百日に及んだといふ事である。（口碑によれば三年間神名火山頂なる朝日寺に日参したともいふ）大社の神地に身澄池がある古から此の池で沐浴すると不淨を除くと傳へ今も忌服のものは忌明の際此の池に至りて手明をする事になつてゐる。かゝる靈跡が新川開鑿の地域内に當つた事で容易に神籤が得られなかつたが遂に川向に清淨な換地を作り

漸くにして神籤を得たのである。夫から工事竣工の曉には佐太川堤防に櫻樹を植え又恵美山より大石を切り出して手水鉢を寄附せんなど、祈つて、ひたすら神慮を和ぐる事につとめた。その手水鉢は今は境内に安置され彫刻の文字は磨滅して居る處もあるが天明六年丙午及願主上田小平太、松浦覺三郎、山本丈助等の文字あり／＼と讀む事が出来る。横八尺、縦六尺、高さ五尺の自然岩で當時數万人の人夫を使役して運搬したと傳へられる。櫻樹栽植は、太兵衛の死後成就されず僅かに佐太神社縦馬場數町間に栽植したばかりであつた。現今の佐太橋を渡りて身澄池に至る途上川の東岸にある一帯の堆積土は字「あげ土」と稱して川身開鑿の際掘り上げた土壤である。

開鑿中の二大難工事であつた鴉灘、身澄池の兩所には犠牲者となつて生理とされた工夫が三人もあつたと傳へられて居るが太兵衛が敬神の至誠と千挫不屈の精神と相須つて天明七年の暮れ方近き霜月にさしもの大工事は三年の日子と幾万人の役夫とを費して愈々成功せんとするに至つた。

然るにこゝに悲しむべき事には嚴霜を踏み老軀を呵して工事督勵に餘念なかつた太兵衛は、ふと病の床に臥してより張りつめた心の弓も一時に折れて十一月廿八日七十六歳を一期として神名火山下の霜と消えてしまつた。かくて天明八年の春となつた。雲まだ消えぬ睦月の十一日盛なる川開きの式は舉げられた。土俵切（土豚を以て河水を堰き止めたのを一時に決済すること）の殷はしさ數百人の役夫等は且つ飲み且つ歌ひ河畔に建て列ねた御小人小屋は歎聲を以て満たされた。役人御宿であつた井上氏方でも祝盃を擧げて竣工を祝し藩侯よりはそれ／＼賞賜が下つて佐太里は前代未聞の賑ひであつたが此の事業のため一身を犠牲に供した清原太兵衛は此の盛典に見なかつたのである。太兵衛は川開きの盛式に先立つて死んだので藩より恩賞に與らなかつたのは千秋の遺憾ではあるが死去の前年九月家老三谷權太夫の執りなしで太兵衛は士列に取立られて十八石五人扶持を給せられ新番組へ編入された。農家より出で、士列に取り立てられるに至つたのは實に永年精勤の結果で太兵衛の人となりを想見する事が出来る。實に彼は篤行者として事業家として後世の模範人物といつてよからう。

出雲私史に「天明七年作ニ佐陀川」先、是出雲國多ニ水害屢謀下作ニ此川、以殺水勢而不成當職三谷長達主謀ニ此事、是歲二月命ニ清原太兵衛一爲ニ普請奉行、發ニ役夫七万人、起ニ功至ニ四月、而成、秋鹿郡島根郡界本有ニ佐陀湖、

湖有二源、東自講武村出、西出本郷宮内之間ニ水合爲湖、引湖爲川川廣二十間長二里許以注北海
船路得便、水害漸除」

とあれども如何に舊川筋を利用するにしても二月より四月までの短日月で、いかでか此の大工事を竣工せしめることが出来ようか。これ同書の誤謬たる事は明かで清原家所藏の列士錄勤功書控によれば「天明五年三月より佐田川御普請御用に付天明七年まで引續き出郷仕候」の記事があるから之を正確と定めてよからう。又同年十一月二十八日病死の事は過去帳に見え翌年一月十一日川開きの事は同家にて太兵衛死亡の爲竣工の際授賞がなかつたのを遺憾に思ひ同日を記念日として子孫に言ひ傳へて居るから、これ又誤りながらうと思はれる。

佐太社の舊記による佐田橋長八間ある。以前の佐田川は、かかる小流であつたのを二十間に擴張して延長約三里に亘り其の中に鵜灘等の難工事があつたのを思ふと三ヶ年成功の方が穩當であらう。又出雲私史に「屢謀作此川以殺水勢而不成」とあれば佐田川開鑿は早くより議に上つたものと見え天明以前、多少着手の形跡をも認め事が出来る。されど財政困難と眼識ある當路者と適當な監督技手とを缺いた爲成功に至らなかつたものと見える。

かくて新川開鑿後は藩より番人を附して土礫を川中に拋棄する事を嚴禁されたが今は其の禁弛み自然に川も埋つた所もある。もし此の川を凌渫して汽船を通ずるに至らしめると松江市の繁榮は期して待つべきであつて先人太兵衛も地下で満足する事であらうと思ふ。

太兵衛は又山方元々役として造林事業に力を盡したらしく現今能義郡吉田山の大森林（宮内省分三百町歩、松平氏分三百町歩何れも杉檜の森林）は太兵衛が設計に成つたと傳へて居る。

第四篇 切通水路周藤彌兵衛事蹟

第一章 第一期の切通開鑿

切通は八束郡岩坂村大字日吉にあつて、意宇川の中流である。意宇川は八束郡内第一の巨流で、八束、大原兩郡の境なる天狗山に發源し、熊野村の谿谷を貫流して、岩坂村に至り環流して大庭村に出で、夫より竹矢村を経て出雲郷村に至り中海に注いで居る。流程四里、河幅の廣き所は三十餘間もあるけれど平時は水淺く水底の岩石も數へられるばかりで、衣をかゝげて徒渉する事が出来る。下流沿岸は田野が大いに開けてゐるがその昔、國廳の所在地で、今にも軍團、國分寺等の遺址を存して居る。

かく平時は水が甚だ少いけれども、連旬の強雨に際會すると濁流滔々として堤防を破壊し、耕地を流し沿岸一帯の地を泥海に變じた事も度々であつた。中にも日吉は意宇川環流の地域に當つて、年々水害を蒙り一村を擧げて將に絶滅に歸せんとする有様であつたので、心あるものは繩に日吉村の前途につきて悲觀して居たのである。此の時周藤彌兵衛家正（彌兵衛良剣の祖父）は奮然として一村の災厄を救濟せんと思ひ、書を藩侯に上りて治水の策を講じた。

周藤彌兵衛は日吉村に住し、累代彌兵衛を襲稱して、意宇郡の下郡役を勤めた舊家である。頗る義侠心に富み常に村民の福利増進を己が任として居たから、此に岩山切貫川達工事を計畫して松江藩に出願したのである。さて藩士水野孫四郎、速水與一兵衛兩人の紹介で會議の席に披露されると國老有澤士佐は之を披見して「願意はさること乍ら國費多端の折節、僅かに百四五十石に過ぎない小村に對してかる不急の工事を起すは如何に」と詰り遂に藩主の裁決を仰ぐ事となつた。藩主直政は經世の偉才を有せる名君であつたから「治國安民は施政の根本である。日吉村の石高は僅少なれども苟も一村の存亡に關する以上は、國費多端の理由を以て放棄すべき事で無い」と申し渡したので慶安三年、藩の事業として工事を起し承應元年まで三ヶ年間に劍山の一角を中斷して岩山

幅七間を開鑿し、古川に堤防を築いて意宇川の水を此の切通におとし、古川跡には新田を開いたので村民その恩恵に浴する様になつた。然るに承應三年に至り洪水の爲古川の堤防破壊して將に成らんとして居た新田は流失し、其の復舊工事が成らない中に藩主直政が卒去したので工事は遂に中止の姿となつた。其の後元祿十五年の大洪水に際し本田、新田跡方もなく破壊して復舊の望は全く絶えるに至つた。出雲私史には當時洪水の状を記して「六月二十七日大雨至七月二日而止、宍道湖水増六尺襄平地深者至三四尺。八月二十七日又大風雨至晦愈甚、出雲川大漲、武志堤决、湖水増一丈二尺、平地水深五六尺至八九尺至閏八月三日風雨稍收、水亦漸退、男女溺死五十人、牛馬十六疋、府城石壁崩壞、人家漂流四千百五十七戸、其他堤堰等之破壊殆八万歩」とある。其の慘害の如何に大きかつたかは想見されるであらう。

第二章 第二期の切通開鑿と新田開發

元祿十五年の大洪水は、日吉村に對して殆ど致命傷を與へたのである。雲國各郡の復舊工事は焦眉の急に迫り、さなきだに國費多端の際、區々たる日吉村の復舊工事の如きは顧るに遑なき有様となつた。時の意宇郡下郡役であつた周藤彌兵衛良刹は奮然として起つた。藩費補助を俟つて復舊を圖るは、百年河清を俟つに同じ祖先の遺志を繼承し、村民の福利を増進するに於ては、家産を盡すも亦辭する所でないと決心し、自力で岩山開鑿川達工事を行はん事を出願した。實に寛永三年で彌兵衛が五十六歳の時であった。藩に於ても彌兵衛の篤志に感じ家産を投じてまでも公益事業に竭さんとするは「勝れたる大氣者である」とて賞銀五百匁を下賜して之を奨励された。當時一平民で藩より賞詞を受けけるは、無上の光榮とした事であるに賞銀をさへ下賜されたから、彌兵衛感喜身に餘り、岩山開鑿を一生の任務とし若し成功せなければ頭を岩角に觸れて死なんと心に誓つて、炎熱砂を鎔かすの日も嚴霜刃を植えるの朝も屈せず、倦まず自ら鐵槌を執つて岩山を開鑿し、勤勞一日の如くであつた。寶永五年執政三谷權太夫地方巡視の際、日吉村に至り工事を視察して大いに其の勞を犒つた。藩より御褒美三十俵を下賜せられ彌兵衛は益々感激してひたすら其の成功を急いだ。此の間の消息は寛政元年十月七代目彌兵衛より提出

した「日吉村良刹奇特書出」といふ書類に明らかである。

覺

祖父良刹日吉村岩山切貫普請之由來則良刹自筆を以て由來書仕候寫左之通御座候
切貫新田願書水野孫四郎様速水興一兵衛様御寄合所へ御持出被差出候へハ有澤土佐様御披見被遊云々

(中)

畧

三年目ニ大水出、土手切古川跡新田モ捨リ申候、此普請所ハ一度成就仕候様年來ハ御普請被仰付苦ニ御座候得共大分之御入目ニ御座候故御延引相成候處自分ニテ普請仕度ト願申儀大氣者ト被思召候間願御免ノ事ハ得ト御詮議之上成不成追テ可被仰渡勝レタル大氣者ニ而候間大氣ノ印シ御褒美可被下由ニテ銀五百目被下頂戴仕候岩山半分程切申候時分三谷權太夫様岩坂村出雲郷村ヨリ安來邊迄御廻リ被成候時分御覽被成思召ノ外大分切申ト被仰御褒美御米三十俵被下段々難有奉存候私存分ハ家督田畠屋敷山林迄賣却其代物有丈ケ岩山切候テ相不叶時ハ其段御斷可申上ト奉存御願申上候得バ存之外大氣者之御褒美被爲下候ニ付最前ト家督賣却申覺悟ニ仕候得共御褒美頂戴仕此上ハ家督ヲ捨申ハ輕き事ニ而候間一命ヲカケ岩山切貫不相叶候ハ、切貫ノ岩ニテアタマヲ碎キ相果可申覺悟ニテ切カ、リ御慈悲ニテ願相叶被爲下御厚恩次ニ神佛之御加護モ御座候哉成年ヨリ去卯ノ暮迄四十二年二月ニテ成就仕候

(下 畧)

良 刹

彌兵衛の決心が如何に鞏固であつたかは右書面で推察する事が出来る。此の切貫工事は全山すべて岩石より成る劍山を中斷して河身を開くのであるから、その難工事たるは言を俟たない。今日の如く爆發薬で岩石を破壊する等の便法がない時代であるから總て鐵槌の力に俟たなければならぬ。彌兵衛が半生の心血を傾注して四十餘年の久しう間工事を繼續した事を想へば誰かその堅忍不撓の精神を感じないものがあらうか。其の上一方では堤防を築いて古川跡に新田を開拓したので、其の費用の多大な事は想像以上であつた。されど自力開鑿を出願した事で如何に多大の費用がかゝつても村民に夫役を賦課する事なく所有の田畠山林を以て其の費用に充て一切他力を

借らないで其の竣工を圖つたのは實に稀なる篤行者といはなければならぬ。なほ前掲自筆寫と稱する岩山切貫普請之由來書の次節に

前様自鑑算と利て、奉上申度程ニ付御請候事。新田開發年ヨリ十年ハ物成御免、十一年目ヨリ御年貢差上候員數千四百七十五表餘、去暮迄上納仕候切貫普請仕候内出雲郡下郡府右衛門ヨリ人夫合力仕度候得共、遠方ノ事ニ候間當地ニ而日用雇遣候様ニト申銀百目吳候ニ付收納仕候此外郡中ヨリ人夫一人ニテモ遣不申尤一類共合力ヲモ受不申候段々御厚恩ヲ以普請仕候ニ付慮外御公儀様へ差上申度程ニ奉存候

付處外御公儀様へ差上申度程ニ奉在候

一外けた受け

右府右衛門は親戚の間柄であつたから少しの助力を受けた外一切他人の手を借りなかつたのは又以て彌兵衛が如何に清廉潔白にて公共事業に熱中したかを知るに足るのである。

かくて第二期開鑿の計畫は岩山巾三間を切り擴げ河底一間を切り下げ古川には高さ三間の堤防を築いて其の跡に新田を開かうとするのであつた。されど古川に三間の堤防を築くは多大の工費を要し一己人の事業として短日月の成功は望まれないから、先づ三尺石で古川に井越を作る事とした。（現今切通岩田氏宅附近に字石土手と稱する所がある）即ち出水の際には一部の水は切通に落し一部の水は井越をこえて泥砂を舊川跡に沈積せしめて新田を開發すること、したので正徳元年に至りて岩山切貫新田開發の工事稍成功するに至つた。されど一旦大洪水に會ふと古川の井越は不完全で新開地の荒廢は目前にあるから、如何なる困難に遭ふも誓つて工事の完成を期せんとの意氣込は正徳元年七月彌兵衛良剎自筆の由來書に見えて居る。

日吉村切抜由來

直正様御代從公儀御普請被仰付三ヶ年ニ横七間切抜古川水留土手御築キ三年切抜ヘ水落ル午年洪水土手切レ其後御普請無之不成就也實永三戌自分奉願並普請初ル此時勘辨年來洪水ヲ監ニ水三十二坪也依之底一間下ケ横三間廣ヶ古川高サ三間ノ土手ヲ築水二間半タモテバ切抜ヘ水二十五坪落ル七坪ハ切抜瀧ニシテ水行急ナルニヨツテ可引落然共高三間ノ土手米千俵餘ニ相見ヘ不相叶ニ付高サ三尺石ヲ以井越ニ仕也土手ヲ高ク築モ切抜ヲ廣ルモ同道理ナルニヨツテ何レタリトモ輕重ヲ嗜加修理井越モ可築上六十一年ニ當テ所及心岩ヲ切抜成

就スルコト不思議ノ縁也古川跡正徳元秋迄ニ田畑ニ開發仕ル也。土手不成就ニ付新田ハ不定タリトイヘドモ洪水ニヨツテ輕越ス時ハこみを持地面厚ク相成大分越ス時ハ荒地トモ可成縦荒地ニ成ルトモ不得止開發可仕後年成就ハ必定タルベシ。

周藤彌兵衛(花押)

(附圖其一參看)

之に依て、水量測定の苦心も見え難工事であつた爲、意外の長年月日を要したことも想像される。前掲「普請由來書」にも見えて居る如く工事着手は寶永三年で竣工は延享四年で其の間四十二年であつた。さて新田開發より十ヶ年間は物成御免即ち無租で十一年目より年貢を上納し、去年暮（辰八月文書は多分延享四年卯の翌年寛延元年辰と思はる）迄の上納米、千四百七十五俵餘に達した事も見えて居る。又「郷方古今覺書」といふ書によれば正徳元年秋迄に開發した新田石高三十七石餘に及んだ事が見え、なほ寛政元年の「奇特書出」によれば古川跡新田は切貫工事の褒美として良剣に下賜されたものと見え、良剣切貫新田は爾今別石仰付られ田方は石代、畑方は三斗代として四ヶ物成（十石に付四石上納）の最低率上納を許されたが、そは良剣が數十年來、切貫普請、新田開発に從事した特志無類に付かく取り極められた事が掲載してある。されば寶永三年彌兵衛五十六歳の時より起工し延享四年九十七歳まで四十二ヶ年間に竣工したもので其の苦心經營實に感嘆措く能はざる所である。

工し延享四年九十七歳まで四十二ヶ年間に歎功したるもので其の苦心經營實に屬す。前
延享四年十一月二十五日藩主宗衍、岩坂村銀山視察の歸途、日吉村に至り彌兵衛の宅に臨んで良剣父子を見し
た時に良剣九十七歳なほ鏗鏘として壯者を凌ぐばかりの元氣であつた。公の御尋ねにより若年の際における藩主
綱近（宗衍の曾祖父）茶臼山遊獵の實況を言上し公を熟視して頗る高眞公（直政）の面影あることを述べたの
にて、三倍内並めて盃を賜はり且つ返盃仰せ付けられ其の上紋銀拾兩を賜はりて身に餘る光榮に浴した。

武熊彈入同道出松して祝餅を藩侯に獻じたのである。彌兵衛良刹は慶安三年岩山切貫を出願した先代彌兵衛の孫にあたり彌兵衛宗因の子で慶安四年に生れ寛文九年十二月四日没。

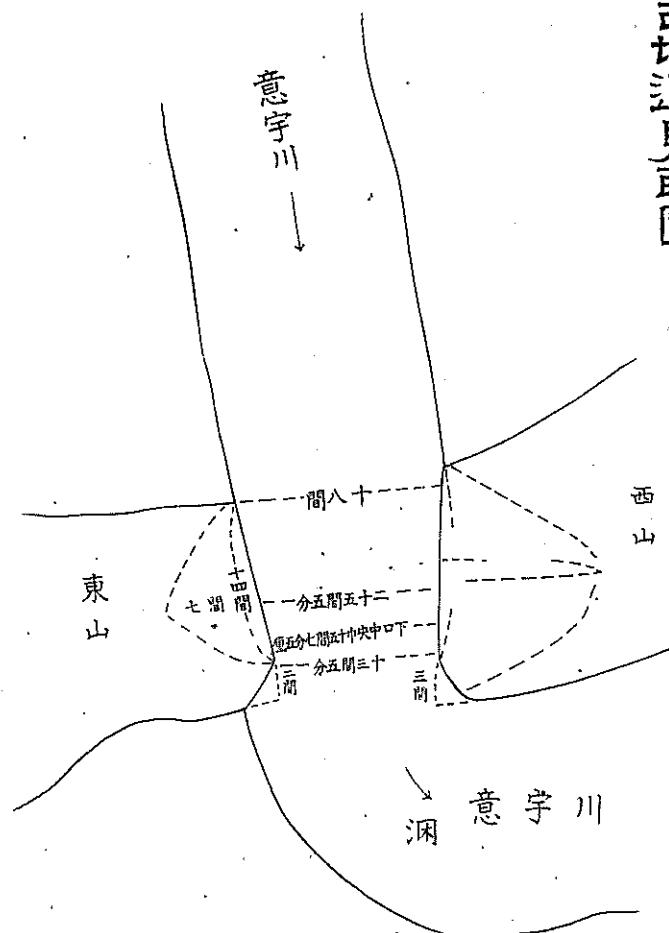
九歳の頃より下郡役を勤め正徳元年六十一歳の時職を辭して長子勘六に譲り六十三歳の時菩提寺なる正林寺（大庭村）で喝僧となり名を良刹と改め九十七歳で切貫工事を竣工し、百二歳の高齢を保ちて寶曆二年十二月十八日病歿した。法名は德應院活叟良刹居士と號して居る。實に彌兵衛の如きは農村における篤行家の龜鑑として推奨してよからうと思ふ。

切貫工事着手年代及竣工年代につきて種々の異説がある。出雲私史に寛文九年の條に意宇郡日吉村民周藤彌兵衛の記事がある。その割註に「起功年未詳成功之年即正徳元年也傳云以四十二年二月成功、今以此算年數係之干今年」と見えて起工を寛文九年とする説がある。けれども「藩祖御事蹟」慶安三年の條にも（上畧）「寶永三年同村の周藤彌兵衛と云ふ者自費を以て此事を成さんと願ひ、又底一間を截り下げ巾三間を廣くし、古川の堤防を高さ三間に築き正徳元年に其功稍成りて再び古川痕の田畠を開き延享四年に至りて全く成り水利宜しきを得て遂に石新田三十七石餘を得たり」（下畧）とあるのを正傳とすべき事は前掲良刹自筆の由來書を得て始めて確實となつたのである。

また周藤家の記録には古志原村（現今の津田村内）は良刹取引を以て大根島より百姓を呼び寄せ、野山を開発したので一村が出来たと記載されて居る。〔「郷方古今覺書」〕によれば古志原は寛文八年旱損の際田畠不作の爲、二十戸もあつた村民は三戸を残して分散したので元祿五年大根島より移民したと見え又「古志原始原系圖」には「貞享四年八月大根島より六人移住、地方様同道小屋掛をなし、五六年にて作物仕付追々出世云々」と記してある。貞享、元祿時代は彌兵衛良刹下郡時代であるから古志原開拓に盡力したものと見て差支へなからう。

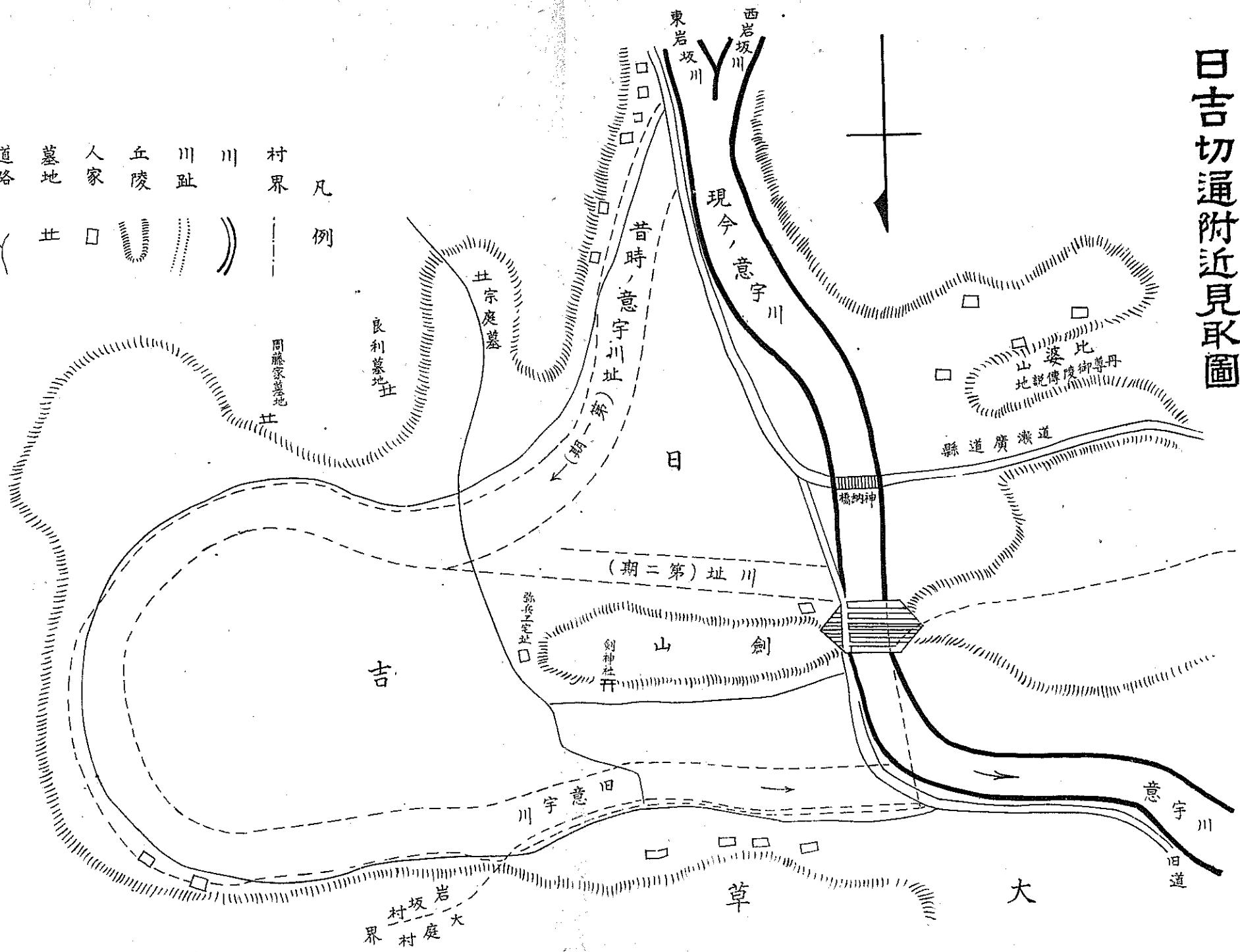
切通は彌兵衛良刹の歿後、兵藏（彌右衛門とも云ふ）の代に切り廣めたものと見え現在は切通の上口幅十八間、中央部十五間七分、下口幅十三間五分、切削長さ東方十六間、西方十九間、岩山切貫高さ東方直高七間、西方直高十三間、東西切貫上口二十五間五分すべて岩石を開鑿したもので其の難工事であつたことを想ひやられるのである。

岩坂村日吉切通見取図



日吉切通附近見取圖

神社 道路 墓地 人家 川趾 川 丘陵 村界 凡例



第三章 良刹以後の周藤家

イ、兵藏の公益事業

良刹の子兵藏は又彌右衛門と稱し與頭を勤め、父祖の遺業を繼いで切通口切廣めや其他公益事業に力を盡したので屢々藩より賞賜を受けた。その事業の中著しきものは大庭村新井手建設と出雲鄉村島小路新田開發であつた。

大庭村大町兩堤下の水田は大草村内なる沓形輪青木輪を合せて十三町歩餘、山代村の水田七町歩餘を加へて合計二十町歩に餘り水利甚だ悪しく一朝大町溜池の水涸れる時は、他に利用すべき水路がないので、年々旱魃の害にかかり村民の苦しみ一方でなかつた。兵藏は之を救濟せんとの志を起し地勢を調査し水利を接じて日吉の切通より大庭村兩堤に至るまで四百八十二間の用水渠を開き年々旱魃に苦しんだ瘠地を化して良田としたので、その功績に依り寶曆十二年松江藩より賞銀五枚を下賜された。

覺

銀 五 枚

右意宇郡大草村旱魃之土地にて用水之仕形無之所此度難所へ用水井手相建立成就水行宜敷趣相聞盡心力出
精候に付爲褒美遣之

十二月二日 以 上

富 永 庄 助
松 林 官 兵 衛

山 本 覚 兵 衛 殿

興頭兵藏殿

山本覺兵衛

兵藏は、また出雲郷村島小路古川跡新田開発に力を盡し年貢御免の年數に充たない内に開拓事業を了へて年貢上納を出願し「出耕無類神妙至極なり」とて明和二年藩より賞銀五枚下賜され、名字御免の特典を受けるに至つた。

八、家運の衰微

かく周藤家は累代公益事業に力を竭して藩侯の特遇を受けたが兵藏の子彌兵衛（平十郎）の代に家運大いに衰微して藩侯の屢々駕を往來された舊邸宅も維持の方法に困難するに至り其の子彌助僅かに藩の御憐愍で御茶屋守として舊邸に住居したが其の子彌兵衛の時は衰頽の極に達し明治三十一年彌兵衛死去の後は一家斷絶の不幸を見るに至つた。今や一家分散して日吉村に居住するものなく最後の彌兵衛が亡妻の甥周藤儀之助といふ者明治三十三年絶家周藤家を再興して松江市母衣に居住し良剣自筆の文書、外數十通の書類を所蔵して居るに過ぎないのである。

八、頌功碑

嗚呼周藤家は廢滅してしまつたのである。邸宅の跡は開拓されて一部は水田に化し一部は圃地となり、累代の墳墓（四ヶ所ある）は空しく荆棘に鎖されて香華を手向けるものもない。周藤家の功績を思ふもの誰か無限の感慨に打たれないものがあらうか。殊に彌兵衛の高恩に浴せる日吉大草の村民はこの有様を見て如何なる感を起すであらうか。一度此の地に遊ぶ者岩門百尺蒼穹を摩し奔流巖峽を劈きて瑠璃盤上に珠と碎け雪と散る處亭々たる老松、獨り後凋の苦節を全ふして頃々たる松籬空しく永年奮闘の歴史を傳ふる處、苔滑かな岩頭に佇立して先人の遺跡を追憶すると萬感胸を衝いて至るのである。嗚呼周藤彌兵衛良剣！公共事業の爲に一生を犠牲に供したる先人の偉業、誰か之を百世に傳へずしてよからうか。宜なる哉同地の有志者茲に見る所あつて明治三十三年一月周藤氏頌功紀念碑建設の企圖を發表したが功半ば成りて日露大戦役に遭遇し中止の姿となり未だ建碑の運びに至らないと聞いて居る。願くは其の落成の一日も速かならんことを希望する。今當時の郡宰村上氏の撰にかかる碑文を左に掲げておかう。

周藤氏頌功碑

周藤彌兵衛八束郡岩坂村日吉人往昔熊野川迂回郷内水勢迫蹙動輒泛溢流亡墊溺之災連年不絶居民困甚彌兵衛祖家正具狀松江藩乞鑿山岩易川路藩之興其役有故中止五十餘年彌兵衛憾之請自任其事見允時寶永三年也彌兵衛日督役徒身操鎌鑿爲之先雖祚寒溽暑弗顧也日吾若不能成功觸冦死耳凡經四十二年至齡九十七工全竣新川長四百七十間濶三十間築堤於兩岸厚四間高三間其刊岩石處廣十四間袤十七間高十二間於是水流順下無復曩日之患一郷始安焉是役傭工數十萬人費貲數千金貲皆出乎己家產爲之傾盡藩侯召見賞之歲給米十五苞爲養老資又賜以墾舊川所穫之田十數町彌兵衛又招致大根島民開拓古志原以立一郷彌兵衛晚稱良剣寶曆二年以一百二歳終子彌右衛門亦留心於民利多所施設云藩侯嘉彌兵衛懿功眷遇頗厚子孫世々蒙特恩至廢藩後家道漸替一族相踵病歿其祀終絶矣郡民哀之相謀建碑表遺德聞者來請餘銘、日吉係全管内毎行部過其地觀彌兵衛工事之蹟未嘗不感嘆追想其爲人也碑銘之役寧可辭平哉銘曰

濟物利人功業在世碑之銘之亦民之志

維時明治三十七年甲辰八月

島根縣八束郡長

正七位郷上壽夫撰

（未定稿）

二、周藤家略系

初代	彌兵衛家正	凌雲院樹林宗庭居士	明暦三十酉四月五日歿
二代	彌兵衛家正	堅室宗因居士	（宗庭の養子）貞享二乙丑二月八日歿
三代	彌兵衛良剣	德應院活叟良剣居士	（宗因の子）寶曆二壬申十二月十八日歿
四代	彌兵衛勘六	梅庵宗月居士	（良剣長子）享保十乙巳二月二十九日歿
五代	彌兵衛平左衛門	雄山宗英居士	（勘六弟）年月不詳
六代	彌兵衛平藏	悟性快嚴居士	（一名彌右衛門）（勘六弟）安永二癸巳十月十八日歿
七代	彌兵衛平十郎	臥崇龍居士	（平藏の子）文化六己巳五月二十四日歿
八代	彌兵衛彌助	長嶽自久禪士	（平十郎の子）嘉永二己酉九月六日歿
九代	彌兵衛軍平	桃溪智彦居士	（彌助弟忠松の子）明治三十一年一月三日歿（絶家）
十代	兵衛儀之助	（軍平妻ワサ甥）	（廢家再興）安政四年七月十二日生

右の中五代、六代に疑点がある。即ち平左衛門は勘六の弟であるか或は世代に算入するに及ばないか、又六

代彌兵衛は兵藏であるか、兵藏は彌右衛門と同人であるか、七代目彌兵衛（平十郎）の奇特書出には親兵藏祖父良利又は父彌右衛門祖父良利と見え、又八代目彌兵衛（彌助）の文書中祖父兵藏曾祖父良利と見えて居るから兵藏は良利の子であつたことは明かである。さすれば兵藏は勘六の弟と見なければならぬ。なほ一つ疑ふべきは良利文書中「譲り狀」といふものがある。大庭村荒川勘兵衛方より養子猪之助を貰ひ受け家督を譲り渡し勘六娘かめと縁組すべき由見え、又宍道村小豆澤與一右衛門より良利借用の銀及米百七八俵餘、荒川勘兵衛取替之處猪之助縁組に付持參に成遣され、返辨に及ばず云々のことが見えて居る。さすれば猪之助は良利の跡を繼ぎ與頭に舉げやれた兵藏に當るべきか、但し勘六の娘と縁組したものとすれば良利の孫聰に當り親兵藏祖父良利の平十郎文書と符合しない。

良利と大庭村荒川勘兵衛との關係右の如く勘兵衛と猪之助は父子らしく往復の手簡など字在して居る。周藤家と宍道村小豆澤家との關係につきては現戸主小豆澤勝良の通知によれば同家三十八世五右衛門勝之の妻フジは良利の女で寶永七年九月十四日死去し其の子が與一右衛門であるとのことであつた。

なほ岩坂村小松氏の舊記覺書によれば良利十八歳より六十歳迄下郡役を勤め、併勘六に之を譲り勘六の後役は弟平左衛門へ仰せ付られ（勘六病身にて永役不仕）平左衛門より宍道の甚七へ後役仰せ付られ其の後役は面白の七郎右衛門へ仰せ付られ其の後役は大庭の勘兵衛へ仰せ付られた事が見えて居る。荒川家は代々勘兵衛を名乗つたものらしく思はれる。

今良利の譲狀を参考の爲に掲げて置かう。

譲 狀 事

其方儀自分名跡契約申田畠家屋敷山林持懸り之通不殘讓與申所實正也尤勘六娘かめ娶家督相續被仕候然。共縁邊の儀は押而難決定事に候間若於不縁はかめ儀其方儀妹と相立他家へ縁付婚禮之用意身體相應に相整可被遣候家督分地者可爲無用候且又勘六姉りん牢人に而罷在候一ヶ月米一斗五升宛家督之内より可被扶持候仍譲狀如件

申三月二十八日

周 藤 良 利 (花 押)

用意周到、常識に富める老功者の言といはなければならぬ。

第五篇 新田開拓道路開修 及河口浚渫之功勞者 ト 藏 孫三郎事蹟

第一 章 略 歷 ご 家 系

孫三郎は元祿九年仁多郡竹崎村（今の島上村大字竹崎）に生れ寶曆五年七月三日享年六十で能義郡荒島村に歿した。

孫三郎はト藏の宗家三代目甚兵衛といふもの、次男で兄を長左衛門といひ嗣子がなかつたものが其の後繼者と定められ一家を支配してゐたが思ふ所あつたものと見え相繼權を弟の甚六に譲つて遂に荒島村に分家移住したのである。時は享保六年であつた。かう云ふ譯であつたから孫三郎の事業中兄の長右衛門の折々検分に來た事が記録に存してゐる。

孫三郎の妻は名をサナといつて仁多郡郡村宍戸喜三郎が妹である孫三郎が分家した年即ち享保六年二十一歳の時に嫁し同九年荒島村に來たのである。孫三郎が自ら計畫した大事業に向つて安んじて奮闘することが出來たのは一は此の妻の内助の功があつたからであらう。不幸にして妻につきての傳説がないのは遺憾である。ト藏宗家は鑛山業を營んで居たから天稟慧敏なる孫三郎は識らず／＼の間に測量土木の術を悟り甚大の興味を之にもつやうになつたものと見える。これに加ふるに彼が堅忍不拔の氣象と彼が熱烈なる公共心とは遂に不滅の功を土木業に遺さしめ後世をして永く其の餘澤を受けしめるに至つたのである。さればこそ當時階級制度の嚴重であつた封建時代に於てさへ屢々藩主に謁を許さるゝの榮を受け其の家格を進められるの譽を得たのである。孫三郎を初代としたト藏家は連綿として今日に至り十代に及んで居る。墓碑によつて其の家系を見れば次の如くである。

初代	ト藏孫三郎	後治左衛門と改名	寶曆五年七月三日歿
二代	ト藏甚左衛門	妻は能義郡布部村家島より嫁す	安永七年正月九日歿
三代	ト藏安左衛門	幼名熊吉父に先だちて歿す	安永五年五月八日歿
四代	ト藏孫三郎	幼名近吉安左衛門の弟	文化十三年六月朔日歿

文化三年七月五日歿

五代	ト 藏 惠 重	父に先だち歿
六代	ト 藏 良 兵 衛	文政八年四月四日歿
七代	ト 藏 武 左 衛 門	元治元年二月十五日歿
八代	ト 藏 孫 三 郎	幼名爲藏他より養子
九代	ト 藏 慶 藏	文久二年二月五日歿
	ト 藏 倉 一 郎	現 戸 主

十代	ト 藏 倉 一 郎	嘉永五年二月一日歿
	現 戸 主	

第二章 ト 藏 家 の 盛 衰

孫三郎が荒島村に分家するに當つて何程の財産分配を得たかは今之を明かにする事が出来ない。然し僅々二三十
年の間に各地の新田開拓から道路改修其の他の事業を悉く私費で成就した處をみると決して僅少の資産でなかつ
た事は想像されるのである。孫三郎の才氣と豪膽とは着々として土木の功を成したばかりでなく一方三艘の大船
を上方及北陸地方に送つて盛に商業を營んだから其の家運は實に隆盛を極めてゐた。彼の編纂した「當家根元記」
に明かに其の事實が書いてある。晩年には其の船が悉く難破したので家産の動搖を來した様であるが不屈な彼は
尙社會的事業に向つて私財を惜まなかつたから屢々賞詞を受け家格を進められ郡役人にも昇進したのである。
二代甚左衛門に至り鹽問屋を安來に開くと共に家政の整理に勤めたけれども數度の洪水のため其の意を果さず遂
に所有の新田を親戚に質入して負債を辨償したのである。然し六代良兵衛の書き加へた「當家根元記」の卷末の
記事によるところ其の質入田地は後に親戚の厚意によつて貰ひ受けたのである。三代安左衛門は早世し四代孫三郎
(安左衛門弟)に至り開拓事業を起し家運稍挽回したけれども天保十一年二月より五月までに行はれた富田川尻川
違ひ(是より先き享保二年に一度企てられたけれども其の時は不成功に終つた)の爲先祖孫三郎が開拓した八町
餘の膏腴な別新田は悉く現今の川底に埋められてしまつた。そして僅かに古川跡の西土手附若干の地を先祖開拓
の功によつて代りとして下附されたに過ぎなかつた。是より後多少の盛衰はあるが維新前までは尙地
方の豪族として重きをなして居た。左に「當家根元記」及六代良兵衛の書き添へ文を記入して参考とする。

一私儀能義郡日向池新之存立有之候に付享保六年丑春仁多郡竹崎村より罷越荒島村油屋塙左衛門方に致止宿同

當

家 根

元 記

村庄屋助次年寄忠右衛門同安右衛門同九兵衛右四人へ新田存付之趣願出候處何れも御承知有之候に付早速願
書相認差出候其節之郡役人中上坂田下郡新三郎殿安來町組頭與一右衛門殿奥書を以御取纏被下御上へ被差出
候處願の通り被仰付八月初旬弟清左衛門同甚六工傳七山子頭廻細木七兵衛山子十五人以上十九人呼寄まさ
鍼打鍼等爲持候て高清水之下福井川より兩水を横に取夫より井出を堀掛尤水走り百間に付一尺下位にして堀
立荒島村より毎日人夫二三十人程づ、雇大勢にて切流候に付果取申候夫より順々長尾崎へ堀廻し高坪の下よ
とふし谷を堀廻し才の神を堀り次にたの坂を堀り夫より日向地藏の上迄井手を堀廻し水取申候高清水の下よ
り日向地藏まで井手間數三千八百五十八間有之候兎角水瀬弱く候に付一尺位成大竹を大分買寄せ一丈二尺位
に切り節を貫き繩にて巻き立候て十二本相併べ繼手には一尺四方位成四角の木を竹の跡先に差込む様丸にゑ
くり候て繼立てゝ向の乙坂七分目位の所迄駒頭にて水釣上げ申候尤下夕の田には三尺位に床を上げ其の上
に十二本の竹を載せ候て水上り候に付諸方より大分見物に參申候倍又乙坂より横井手を堀廻し夫より二股兩
谷を堀貫向の白坂山へ棚を釣り切流候得共水瀬弱く山の土取惡敷候に付切流し果取不申漸三反歩計埋り候に
付又色々工風致し才神に堤を拵水を溜置坂中井へ井手を堀り同七月末方最井手を切通して堀貫下日向家の空
迄水參申候夫より居屋敷の上より棚をかけ直ぐに家の後上下切流候處晝夜水瀬強土取宜敷故追々埋り申候夫
し不殘相仕舞士手の上の池へ泥舟を乗込泥搔にて泥を上げ地平しの上へ廣立候て稻植付候處殊外出來立宜敷
最早餘程年數相立候に付來年は御竿受可申と存候に付翌春意宇郡能義郡の役人中へ相訴候處兩郡役人中御立
合御檢分の上意宇郡役人中より御申被成候は中川より東は能義郡分中川より西は意宇郡下意東分に致し可然
哉と御申被成候得共以前助三郎新田開發の節も論談有之候間何分此以後能義郡の土にて埋出候は能義郡分又
意宇郡分の土にて埋立候は意宇郡分と申合有之尤に相聞候得共左候ては僅の新田兩郡に相成事六ヶ敷殊に本
郷つきに相成候ては段々に不益等も有之候間何卒能義郡荒島村の内免別にして別石新田に被仰付被下候様御
上へ頻に願出候處御役人様方御見分御越被遊願の通り荒島村別石新田に被仰付其翌年御檢地被仰付本地方小
池太次兵衛様添地方井上元右衛門様見習小池軍七様御吟味方加島十助様御竿方松本太吉殿野々村惣兵衛殿御
添先手福田彌平次殿其外郡役人下郡文藏殿興頭惣兵衛殿興頭彦四郎殿庄屋彦次年寄中御立合下日向沖より御

竿始有之土手より下不殘御打仕舞被成候處反畝二町七反八畝十二歩に相成申候土手より上水代舟にて御打被成候處一町に相成都三町七反八畝十二歩に相成申候

一渉り外新田切流に坂中井に棚をかけ切流其次に權兵衛山の下を切流三年振りに大方埋申候夫より地平致荒島灘の砂を積取地平しの上へ持込砂と土と切交せ候て畑を開立則下意東村本郷にて御竿請候處其後下意東村御檢地有之候に付又御竿受致候

一其後土手より上の池内久保の上切通り土切流岩家ヶ谷より尊堀の鼻まで戸井を掛同所より池迄棚をかけ切流候處一年半程に大方埋候故順々致地平稻植付申候

一兄長左衛門儀は折々見分には參候得共逗留不致候

一私儀丑春罷越翌寅の春作助屋敷に致普請住居相定候棟梁は大工傳七に爲致則家守も同人夫婦に申付候

一私女房ナナ事郡村宍戸喜三郎妹本家竹崎へ賣ひ受け丑年より四年目辰年二十四歳にて下日向へ參候

一寛保元酉年元屋敷致普請移申候其節棟梁は大工佐吉に爲致候夫より追々家富繁昌に相暮し荒島村下意東村本田之内高九十石餘並に東赤江村にて別石も買求其上能義郡下郡役をも相勤め猶又月吉九六百五十石積月形丸千三百石積自分にて造り立上方は勿論北國潟へも差遣し繁多に商賣も致候兎角家業体第一不失其分限家大切に相守り候はゞ子孫連々可致相續候且此以後格別家の規據に相成候儀出來候はゞ何れかの代に出來候段此舊記に書載置可申候 以 上

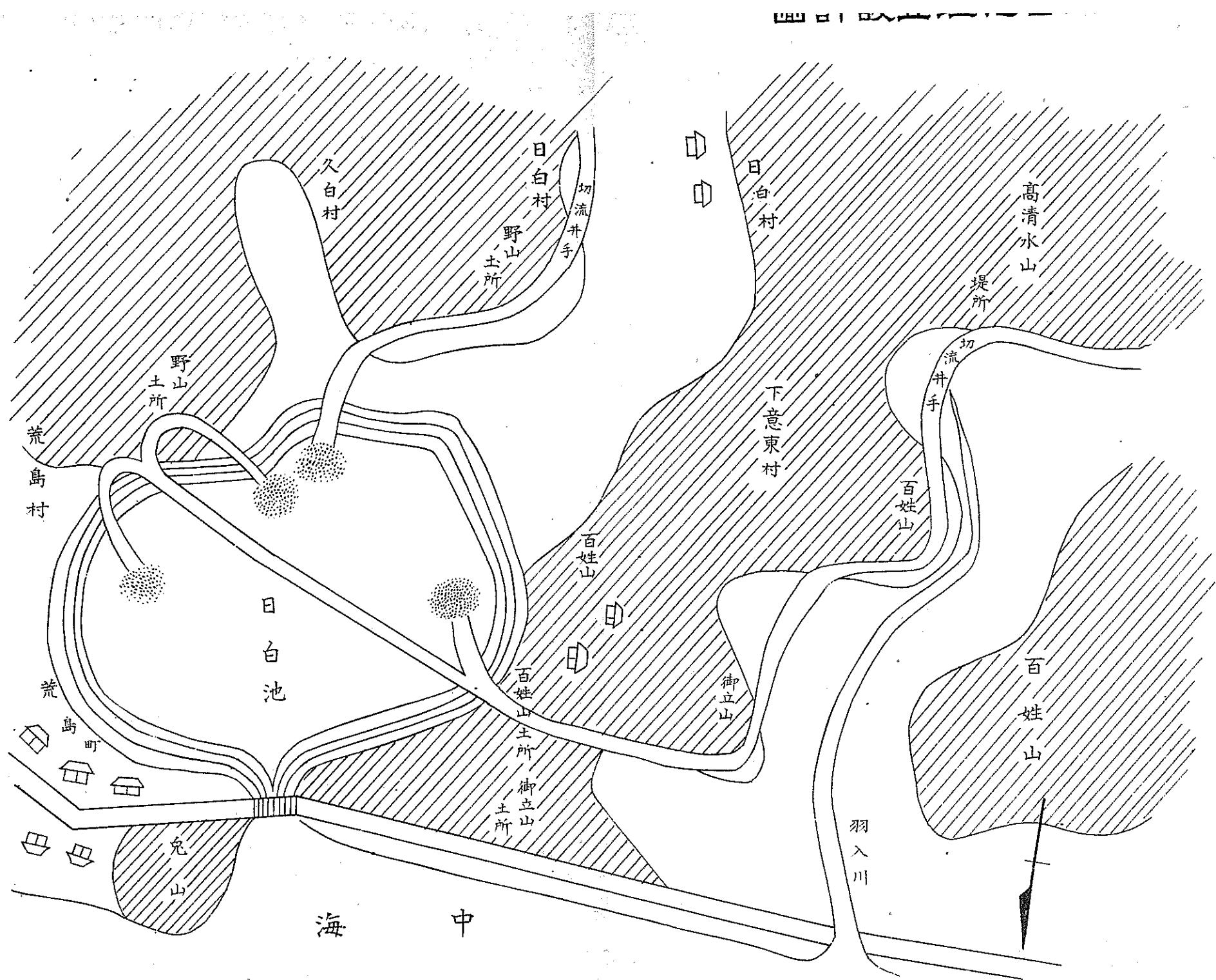
是時寶曆三酉三月

六代良兵衛の書添へ

先祖孫三郎儀繁昌に相暮候に付手船月吉丸六百五十石積月形丸一千三百石積兩艘自分にて造立上方は勿論北國潟へも遣し中荷等も自分商賣物積廻候處兩艘共破損致し損分不輕儀故勝手向不如意に罷成候に付東赤江村別石田地質にして家島より致借銀不返済仕候に付右之田所相渡申候然る處幼名熊吉儀は孫の事故其の後御差返被下候又々其の後四百石積鐵吉丸と申船被遣候由にて右の運賃銀餘程御渡被下重々大恩の家島に御座候依月溪妙輝信女は家島より甚左衛門妻に貰受則熊吉改號安左衛門實母に候得ば永々大恩に報せん爲め東赤江別石に古塚を祭りト藏子孫繁榮祈所に候

文化十五年戊寅四月

良兵衛記録す



第三章 ト 藏孫三郎の事蹟

水咽ぶ鳥上の渓谷より、波打つ磯の荒島に移つてから、其の死に至るまで三十有餘年の間孫三郎が孜々として社會のために盡した事蹟は不幸にして其の探るべき史料の散佚と紹介すべき知己の皆無とによつて、今日精細にこれを見るを得ないのは誠に遺憾であるが僅かな記録と郷黨の口碑とによつて其の重なるものを擧げて見ると新田の開拓と道路の改修と馬瀬川尻の浚渫との三つである。しかし浚渫事業については別に異見を以てゐる。

第一項 新田開拓

イ、荒島村新田　孫三郎移住の最初に着手した事業である。荒島村の西部意東村に接する地方は、往古中海が灣入して居た處で其の處一大湖沼となつて日向池と稱へられて居た。初め下意東村の助三郎といふ者が芝居營業の御免を得てこれが埋立を圖つたけれども水が深くて遂に中途で廢してしまつた。慧眼炬の如き孫三郎は享保六年移住するとすぐに其の開拓の利なるを看破し藩主松平宣維に請うて其の許可を得同八年より十有六ヶ年の間萬難を排して遂に良田三町七反（現今實九町八反餘歩、二百二十石を産す）を開き元文四年改めをうけて租稅を上納するに至つた。開拓方法は出願の設計書によつて詳悉する事が出来る。即ち

田五町程

右者能義郡荒島村日向池自力を以新田に仕度奉存候此仕方は上意東より荒島迄新井手を以水を仕懸日向近所の上切流にて立可申と奉存候此井手長さ凡四千八百間程此内御田地の内三百五十間程地下腰林の内四百間計御立山の内四百間程と見及申候

一日向谷より荒島迄井手一筋凡間數千二百間程地下腰林三百間程通り申候右二筋の井手山續に無御座候處は釣戸井渡戸井或は谷々へ堤を仕水勢強く參り候様井手堀懸可申と奉存候井手筋の内御用地或は野山腰林通り候込も井手幅縫の儀に御座候間此段村方へ被仰付可被下候

一所々より田の中釣戸井手釣戸井にて通し申候得ば井手桁或は戸井渡木柱木等立申儀に御座候間右の井手筋用

候内は御田地の内井手筋間數御見分の上相應の御年貢米地主へ相調候様奉願候
右新井手大分の儀に候万一御田地井手柄貫込候は貫土切平御田地直し可申候其時地主聊不申様被仰付被下
様奉願候

一切流土場所の儀は下意東御立山の内地下腰林の内並草山の内は心次第に切流被仰付被下候様奉願候百姓腰
林の内は其村役人申御了簡の上相應の代錢出可申候此段村方へ被仰付可被下候若地主不相應に代錢取り可
申と申候に付御見分の上御了簡奉願候

一指戸井渡木柱木立杭大分入用御座候間荒島高塚御立山並に安來方海邊にて松木目通五尺廻二百本同二尺廻
一百本其外小丸太木立柱に大分入用次第被仰付可被下候

一五尺廻松木一本に付代新銀參匁位二尺廻松木一本に付代新銀壹匁位差上候様に奉願候此外小丸太木は相應
の代銀に被仰付可被下候

一右の場所切流並新田仕立候迄年々入用米凡八百俵程も入可申と奉存候大分の物入に御座候間開立後御物成
十八年後免被爲遊別石新田に被爲仰付可被下候

一安來町灘筋に新屋敷と可成塙所二ヶ所御座候間此分私へ被仰付被下候様奉願候年々屋敷仕立御改受地錢上
納可仕候

右の通り奉願候大分の新闢奉願候上は分限不相應の物入に御座候故他借働きを以何卒開立可申候間願の通被
爲仰付被下候様奉願候 以上

丑十一月

仁多郡竹崎村

願主孫三郎

兵衛

能義郡荒島村

年寄九年

門

年寄安右衛門

門

年寄忠右衛門

門

庄屋助右衛門

次

右埋立の許可書
前書仁多郡竹崎村孫三郎より能義郡日向池埋立新田開發の願相濟候手間入の場所に付來卯より午迄十六年物
成御免被仰付候間出精令開發十六年過來年此証文差出反畝改を請年貢上納可被申付候且又安來町灘筋に於て
新屋敷に可成所二ヶ所此後自力にて仕立可申旨願出是又願の通り被仰付候追て屋敷に仕立候節改を請ひ地錢上
納可被申候 以上

享保七寅十一月二十六日

岩崎與四右衛門
小池次郎右衛門
坂井六左衛門
宮井徳左衛門

何分にも前後十六ヶ年に亘る大工事であつたから財力の不足と用水の欠乏とに打撃を受けたので元文三年竣工
期限に至つて一町餘の水代を残した、そこで再び用水池の築造と減租即ち別石の許可とを申し請けて遂に完成
するに至つた。

以上設計だけは調査する事を得たけれども経費の詳細は知る事が出来ない。

元文三年の實地検査願に

一年恐御願申上候事

一能義郡荒島村日向池十八年以前丑年新田に御願申上候處卯より當年迄十六年御物成御免被爲仰付難有奉存
候寅暮より切流井手普請其外諸役人用諸道具拵理立申上候處存外水深く大積より莫大の物入に相成候得共
往古より打捨り居申入江御田地に仕立候儀御爲の端々に相成末代子々孫々迄申傳若又外にて新田開候手本
にも可成儀と物入にも不構偏に成就の處を相願一里餘の山奥より川水を取り申儀にて御座候へば井手道(○)
の處へは所々釣井手仕尤往還道諸人難儀の坂有之分荒磯に石垣等仕畠を拵其内へ往還道付替致是に付材木
並に大工木挽鐵具日用賃都て身上不相應の物入を以大概に埋立申候處予の年以來不勝手に罷成丑春より入
料米才覺不相成今年迄切流相止居申候依て日向池新田處未だ水代の分少々御座候然共今年迄にて御物成御

免年數明申上候間來春御改奉願候尤水代の分も御竿請仕可申上候間年數少々御宥免被爲仰付可被下候左に候はゞ來秋より切流仕酉年の中埋立可申上候と存候右新田所莫大の物入にて仕立申上候間往々新田成就爲相續御願申上候儀は田畠高御極被爲成郡中村方高懸り諸役目等御免別石に被爲仰付被爲下候様奉願候其上本田百姓屋敷一軒奉願候新田の内作人家居等私仕入にて差置候處村方竈數口入諸役目等請候時は新田成立不申候沼水埋立申に付次第地沈申候間年々切流仕不絶物入餘程の儀に御座候不精に仕置万—新田水底に罷成候時は是迄の存立空く罷成迷惑仕儀に御座候入江一圓に埋立申儀格別の儀と御聞届被爲遊別石の儀奉願候

一右新田場所用水拂底天待同然の處に御座候間荒島村船磯谷にて新堤一ヶ所被爲仰付被下候様奉願候
一右新田所者意宇能義の境に御座候得ば郡境不分明の儀に御座候意宇郡下意東村日向家の前古田境に川御座候此川兩郡の境に被爲仰付可被下候

右の通り御憐愍を以御許容被爲成下候様奉願上候右の趣宜敷被仰上可被下候 以上

元文三年午十二月 ト 藏 孫 三 郎
此反詰畝一反九畝九歩

此の工事竣工を告げて後藩は其の勤勞を賞して左の恩典を與へた。實に當時に於ては異數の事であつたに違ひない、孫三郎は此の竣工の年を以て治左衛門と改稱した。

意宇郡下意東村帳請

屋敷一ヶ所

但役目屋敷三畝步共

能義郡荒島村

ト 藏 治 左 衛 門

屋敷不殘永々御免地被下候旨御家老中被仰渡候間此段御申渡可有之候 以上

午八月二日

前田彌五郎右衛門印
早川太兵印
高橋九郎左衛門印

右の書附は寛延三年八月であつた。

四、羽入新田 荒島村開拓中孫三郎は日向池の中海に通する附近（現今渡と稱する地方で元日向池が中海に注いだ口に當り波のために砂を打ち寄せて容易すべく徒渉されたので渡と名づけたと言ひ傳へて居る）一帶の地をも新開せんことを企て享保十三年工を起して舊街道より沖へ石垣を築き覧で意東村字高清水より分流を之に仕懸けて享保十五年に至り遂に成功した。茲に於て新田一町餘を開拓し荒島新田を合せて高九十石餘を得るに至つた。

八、八幡村其他新田 明治三年其の筋の命によつて上申した孫三郎事蹟調査書によると荒島村新田は開拓後馬瀬川尻浚渫の當時八幡村（今の八東郡竹矢村）出雲郷川尻馬瀬及對岸の大井村福富村（以上何れも今の八東郡朝酌村）等の諸新田を開拓した事は確である然し此等の土地は數代前に賣却してしまつたので其の設計の模様なり反別なりを明かにする事が出來ない。只其の中馬瀬川尻浚渫の泥土で築造した馬瀬新田に就ては其の一部を御番所敷地に献納して褒詞を受けたといふ事がある。此等大事業に就ては此の調査上申書にも証明するに足る材料を缺ぎ尙孫三郎自記の「當家根元記」にすら何の記載もないけれども馬瀬に於ける古老（其の先祖は荒島村日向よりト藏の開拓當時に新田師となつて此の地に移住した者であるが其の年代は不明）の言によるト藏の開拓した八幡新田は（現今馬瀬停車場の南方で十町歩程ある）其の後八東郡穴道村のハヤマヤに移り夫から仁多郡阿用村櫻井を経て現今の所有主に轉々相傳はつてゐると言ふ事であるが其の着手並に竣工の年代を明かにする事が出來ない。思ふに其の家の先祖は九十二歳の長壽を保ちて文政十年歿したのであるから元文元年孫三郎四十二歳の時に生れ六代良兵衛に二年おくれて歿したのである。して見れば四代孫三郎の事業であつた

のが先祖孫三郎と混同して傳はつたのかも知れぬ。無論出雲鄉川尻馬鴻大井福富の新田も同時代であらう。
三、門生村新開 能義郡門生村（島田村東部）馬臼畑に荒蕪の地があるのをみて官に請うて開拓した。然し其の年月と反別とは明かで無い。只其の許可書に巳三月十四日あるを見れば或は享保十年ではあるまいかと思はれる。

木、別石新田 能義郡東赤江村（現今の赤江村大字東赤江下坂田）を貫通する富田川の下流で本郡清井村（今の宇賀莊村）の河津伴右衛門といふ者が新田開拓の許可を得たが未だそれを竣工せない中に元文四年十二月孫三郎は十五町歩餘を千四百貫文で譲り受けた。其の内に多くの水代もあつたので孫三郎は多くの財力を費して未開地を漸次に開拓し莫大の新田を得るに至つたが元より新開の地の事であるから十分の収穫を得なかつたので之を肥沃の田地にしやうと毎年春夏秋の三回鞭先銀上納を條件として此の場に牛馬市を開くべき特許を得た。これ其の糞尿を肥料にあてんがためである。實に奇抜な策といはねばならぬ。

右牛馬市願の儀申達候處村方相障の儀も無之趣勿論新田地面悪敷年々不作にて難儀候段御聞届願の通り可申付旨に候條此段可被下渡候尤市繁昌に相成候はゞ鞭先銀取立上納有之候 以上

亥四月二十一日

拓植官兵衛

斯く新田の完成に全力を注ぎ漸く肥沃ならしめた土地も天保十一年の川違のために八町歩許り空しく川底に埋られたことは前述した通りであるけれども今日は其の田地が四十町歩許りもあつて年々九百石餘の米を産するのをみれば買入後餘程の大事業をなしたのが知れるのである。

ヘ、渡灘沖埋立計畫

羽入新田築立後尙之を東西六七町沖合四町迄擴張しやうとて所有船の歸航の際には大石を諸方から積み込んで來て此處に投せしめた。然るに工事半にして孫三郎は歿したので其の後志を繼ぐ者なく

今尙退潮の際には磊々たる巨石が空しく波に洗はれて故人の偉業を偲ばしめてゐる。

以上七事業の外尙處々に於て田畠の開墾を企てた傳説はあるけれども後代其の遺志を繼續する者なく且所有船の難破洪水の災禍等のために家運漸く衰へ漸次此等の土地を賣却したものと見えて更に記録の徵すべきものがない

道路の改修

新田開拓の傍ら孫三郎は、道路の改修に力を盡し世の進歩と殖産の興隆とを補益したことが多い。此等の道路は後代ト藏の家例として私費を以て修復するに至つたのである。

イ、下意東村坂下道

當時松江から伯耆へ通する國道は八束郡意東村下意東字渡の急坂を通過して居た。今尙「渡坂」といふ名を遺して居るばかりでなく民謡に「荒島羽入越しや揖屋の町」と残つて居るに依ても如何に急坂であつたかがわかる。其の爲に人馬の難澁が甚しかつたので享保十八年海中に石垣を築き出し新道六十間を造つて坂路を避けしめた。

これが爲めさしもの險坂も僅かに其の名残を地名と民謡とに残すのみとなつた。

ロ、揖屋明神森下道

舊國道は揖屋明神の森中を通過して（現今に其の道を存してゐる）みく谷といふを経て下意東の市街を西端に通して居た。其の明神森中の坂路が險惡を極めて居たので孫三郎は私費を投じて延享元年明神森下の海中へ石垣百五十間を築いて道路を之に改通せしめた。後數回水難のために破壊したが其の都度ト藏家が修築したのである。これが爲め屢々賞詞を受けたが特に左の如きは當時に於ては蓋し身にあまる光榮であつたであらう。

覺

銀參枚

右意宇郡揖屋村宮の前新道以自力宜作り候に付被下之旨今日被仰渡

十月十六日

其の後も屢々修築したので四代孫三郎に至り米二俵を賞與された。

米二俵

ト 藏 孫 三 郎
能義郡荒島村

三郎

右祖父孫三郎儀先年荒島村日向池を申入江を致開發往還惡道迄以自力致道替或は御參勤御歸國の節富田川

井尻川の川越人夫入用の品差出彼是寸志申出候處其方儀父祖の志致相續候存念にて去々年御入部の節川越

其入用の品寸志に差出且去年揖屋村明神下往還諸處及大破候に付自力にて致普請荒島家地後新に築立其後兩度及大破候に付一純よりは愁訴申出候へども其方屋敷儀の分は度々自力にて築立候段奇特の事に候依て爲褒美遣之

右の通り被仰渡候條御書附の趣得其意難有致頂戴可有申渡候

七月十日

長谷川良左衛門

ハ、みこ谷道 前述のみこ谷道は非常に粗造である上水ぬけが悪く雨天には漏水して往來の困難が甚しかつたので延享二年に之を改修した。然るに明治年間に至つて意東村長池通過の新道が築かれ下意東市街を遠く南にはなれたので孫三郎改築のみこ谷道は全く世間から忘れられたのである。そしてみこ谷道改築と共に下意東市街は大いにさびけて來た。

第三項 馬瀬川尻濱

八幡村其の他の新田開拓の項に述べた如く馬瀬川尻濱の事業は明治三年の調査上申書と口碑とに残つて居るばかりで他の記録には明瞭でない。しかし此の地を浚渫した土で開拓した八幡村及馬瀬並福富大井の新田が四代孫三郎の様に思はれるから此の大事業も亦四代孫三郎の遺したのではないかと思はれる。左記の願書に添へた設計書によると實に偉大の事業であるに惜しい哉之を明かにする事が出來ない。然し四代孫三郎が事業にせよ歸する處は先祖孫三郎の遺志を繼いだまであると想像されるのである。

一意宇郡馬瀬沖…………淺相成申候に付他國より參候舟出入難儀仕就中積荷の大船は乗込不申難儀仕候に付川口添惡敷段連に諸國に相聞候ては御國へ舟入兼諸商賣自然に不自由に可相成様に奉存候舟路自由に相成候はゞ大船乗込荷物積候様に相成御米の上荷貢米も減少仕大船入津餘慶相成時は御益の筋も出來御城下町方彌繁昌の基にも可相成様に奉存候依之馬瀬沖南北へ長さ三四百間位石波當左右へ築立て候はゞ石波當後へ寄砂にて連々地高罷成一筋の水通り候はゞ川口堀へ様可相成候尤滯候處はちよれんを以かき立水道附申候はゞ無

間舟路能可相成と奉存候其上出雲郷川尻より埋候防にも可相成儀に御座候

一石波當莫大の儀に御座候得ば船二三艘造大海崎大井兩所より勝手次第石積取候様に奉願候勿論右兩所より積取候石も買取申儀に御座候

一石波當普請入用松杭木一尺廻り三分大積二十本位入可申候何方の御立山にても厚き處御まぶき末木枝葉共代銀を以奉願候

一右普請入用米大積千俵餘と奉存候大分の儀自力にては難儀に御座候間何卒福引札四万枚奉願候一枚三百文宛にして各四万枚相濟申迄幾度も被仰付可被下候右歩一殘錢收受御普請入用差引の儀迄も御役人様奉願元拂速に御勘定御改を受可申候則御普請場所繪圖相添差上申候

一右福引歩一の内を以人夫五千人分の賃米差上可申候此段を以大橋下より東津田迄の内水行相障候處々乍憚御切取被遊候はゞ馬瀬への水引宣敷右舟通の爲に可相成様に奉存候

一右の通被爲仰付被下候はゞ石波當の後八幡村灘出雲郷川尻迄の間水代の分年々御新田十町計島根郡福留村大井灘迄の内水代十町計も御新田に可相成様に奉存候此兩所私被仰付被下候はゞ速に御新田仕立申度奉存候右新田入料の分は私より差出隨分工面に開立可申候左候はゞ新田出來次第御改受候年より御物成七年御免被爲戒別石に奉願候右の場所先願も御座候はゞ其分は以境御立可被下候右の通見及申上御願申上候何卒願の通り被仰付被下候はゞ日夜出精仕舟路自由に仕其上新田仕立難有可奉存候幾重にも願の通り被爲仰付被下候様奉願候 以上

申 八 月

平井伴五郎様

ト 蔵 孫 三 郎

第四項 其の他の事蹟

イ、勝手方御用勤務並に川越人夫着衣献上

かねてより舊藩の勝手方御用を勤めて居たので孫三郎は享保十七年十二人の御用聞仲間に進められ申六月二日（元文五年）には生涯階具並に木綿合羽着用を免された。又平素公儀役人の休泊の際には誠實を以て優待してので屢々賞詞を受けた。かやうな風で永く忠勤を盡したと見えて遂に左の如く破格の御目見をさへ仰付られるに至つた。

ト 藏 孫 三 郎

右の者御用聞の中別て出精仕去秋以來も打續御勝手方御用相勤候依之此段御國廻の節御通懸御目見可被仰付候此以後も杵築御社參等の節者其身の分者可罷出候

二 月

又富田川井尻川（今の伯太川）の兩川は其の當時橋梁がなくて徒涉したものか但しは橋梁があつても極めて不完全なものであつたが兎に角川越人夫といふものが設けてあつた。然るに是れ等の人夫の着衣が頗る見苦しいものであつたと見えて孫三郎は其の下帶二十一人前を献じてゐる。是から累代是を家例とするやうになつた。

口、十神山の樹栽 安來港に聳える十神山は常に鬱蒼として樹栽者孫三郎の遺業を誇つてゐる。孫三郎が荒島村新田開拓に際して官林の樹木拂下を請うた時十神山の枯松拂下を許されたとの事享保十四年其の恩に報ひん爲め特志を以て此の山に松、杉、檜、櫟等を移植した。此の山は以前は和田村と海を隔て、孤立して居たけれども此の頃は既に陸地と連絡して居た。是よりして牛馬や子供の悪戯を憂ひて特に其の筋から山番をおいて監守して居た。此の樹栽の功績により年々山中の下草を刈り取つて茲から十餘町隔つた赤江村別石新田の肥料とすることを許された。

八、下郡 拜 命 年號は未詳（或は寶曆元年）であるか未閏六月四日上坂田村（赤江村）源左衛門といふものに代て孫三郎は下郡を拜命するに至つた。如何に功績があつたにせよ荒島村に移住僅々三十年ばかりでかかる榮職に就くを得たのは誠に積善の家餘慶ありの言に負かないと言ふべきである。孫三郎は此の役に勤務中病死したのである。

其方儀下郡源左衛門爲代遂伺下郡役申付候條諸御用念入相勤可有之候 以上

未閏六月四日

下 郡 治 左 衛 門 殿

武 熊 彌 八

二、海運業 孫三郎は新田開拓道路開修を行ふた許りでなく尙其の才力を海上運輸業に奮つて居る。即ち千四百石積二艘、八百石積一艘（當家根元記には日吉丸六百五十石月形丸千三百石積である）を造り上方を初め北國地方に向つて盛に通商した。（此の頃既に世を二代甚左衛門に譲つて居つたやうである）然し彼の晩年に至つて是等の船が左記の如く悉く難破したので利益を全うすることが出来なかつたばかりでなく之からして財政の疲弊を來すに至つたのは誠に氣の毒の至りである。

千 四 百 石 積	寛 永 三 年	羽 州 に て 難 破
八 百 石 積 月 形 丸	寶 曆 二 年	長 州 に て 難 破
千 四 百 石 積 月 吉 九	寶 曆 五 年	北 國 に て 難 破

これ等の船の歸航の際亘石を渡灘沖に投せしめたことは前に述べて置いた通りである。孫三郎の墓石は此の頃尾道から積んだ尾道御影と稱するものである。

ホ、安來 塩問屋 安來町に於てはこれまで吉野屋彌四郎といふ者が年寄役を拜命して居たが勝手向不自由を極めた、め其の救恤として上から塩問屋を免許された。然るに其の後違法の所爲があつたので其の營業を取り揚げられ改めて寶曆四年二代甚左衛門に之を授けられた。（此の時孫三郎存命中）顧ふに孫三郎年來の功を嘉して、あつたのであらう此の時拜命の御禮米として六十俵の米を献じた事が記録に残つて居る。

從來運上銀貳枚宛であつたのを増加を願出でたので左の通り定められた。

銀 拾 枚
錢 參 拾 貫 文

常 平 方 上 納
出 雲 鄕 御 茶 屋 へ

安來御茶屋へ
吉佐御茶屋へ

御修覆料として能義郡郡方へ上納
錢拾五貫文

郡方助け

外鹽一俵につき壹文宛安來町御茶屋様へ上納

ト藏家は其の後久しく塩問屋を營み維新當時まで繼續した。今の安來埠頭にあるト藏屋といふは此のト藏家支配人の後裔である。

以上ト藏孫三郎に關する事蹟の大要を調査し終つたのであるが最後に特に云つて置かねばならぬ事がある。それは孫三郎在世中舊松江藩主が彼賢明な五代宣維、六代宗衍であつた事である。孫三郎が縦令如何に才氣と剛膽とをもつて居たにもせよ此の一布衣をしてよく其の技倅を試みしめる主君がなかつたならば徒に彼をして恨みを千載に残さしめたかも知れぬ。幸にも上將軍は徳川中興の主と稱せられた八代吉宗でその勤儉力行の美風は天下諸侯に良感化を與へ我が出雲藩主の如きも大いに驕奢佚遊を戒め殖産獎勵に意を注いだので偉人孫三郎をして遺憾なく其の才力を揮はしめ得たのである。